

<この日本語訳は公式のものではなく、気候変動枠組条約の公定訳等を参考に作成したものである>

## 国連気候変動枠組条約

配布先：一般

FCCC/SB/1999/INF.2/Add1

1999年5月25日

英文のみ

科学上及び技術上の助言に関する補助機関 第10回会合

ボン、1999年5月31日～6月11日

暫定議題：項目12

実施に関する補助機関 第10回会合

ボン、1999年5月31日～6月11日

暫定議題：項目9

### 京都議定書第6条、12条、17条に基づくメカニズム

### 原則、方法、規則、指針に関する締約国の提案の統合書

#### 議長のノート

付属書

改訂

#### 目次

#### パート2

|                        | パラグラフ   | 頁  |
|------------------------|---------|----|
| I. 京都議定書第12条に基づくクリーン開発 |         |    |
| メカニズムの条文案.....         | 1-465   | 3  |
| A. 目標、原則、目的.....       | 1-930   | 3  |
| B. 機関の構成.....          | 94-100  | 16 |
| C. COP/MOPの役割.....     | 101-120 | 17 |
| D. 理事会.....            | 121-148 | 20 |
| E. 締約国.....            | 149-167 | 24 |

|                            |         |    |
|----------------------------|---------|----|
| F. 法人.....                 | 168-181 | 27 |
| G. 運営組織.....               | 182-206 | 28 |
| H. 開始日.....                | 207-214 | 32 |
| I. 事業適格性.....              | 215-258 | 33 |
| J. 持続可能な開発への貢献.....        | 259-276 | 41 |
| K. 吸収.....                 | 277-280 | 43 |
| L. 技術移転.....               | 281-288 | 44 |
| M. 事業への融資.....             | 289-308 | 45 |
| N. 事業モニタリング.....           | 309-312 | 48 |
| O. 認証排出削減量（C E R）の定義.....  | 313-314 | 48 |
| P. 検証.....                 | 315-329 | 49 |
| Q. 認証.....                 | 330-349 | 51 |
| R. 登録簿.....                | 350-356 | 53 |
| S. A I Jパイロットフェーズとの関係..... | 357-364 | 54 |
| T. 課徴金[Levies].....        | 365-381 | 56 |
| U. 適応への援助.....             | 382-405 | 58 |
| V. 補足性.....                | 406-424 | 63 |
| W. 遵守に関する問題.....           | 425-438 | 66 |
| X. 定期的見直し.....             | 439-440 | 68 |
| Y. 追加作業.....               | 441-449 | 68 |
| Z. 能力開発.....               | 450-465 | 70 |

### パート3\*

#### 京都議定書第17条に基づく排出量取引に関する条文案

### パート4\*

#### 用語集

---

\*パート1、パート3、パート4はそれぞれFCCC/SB/1999/INF.2、FCCC/SB/1999/INF.2/Add.2、FCCC/SB/1999/INF.2/Add.3に示されている。

## I. 京都議定書第12条に基づくクリーン開発メカニズムの条文案

### A. 目標、原則、目的

1. 小島嶼国連合（AOSIS）の考えでは、三つのメカニズムの設計はすべて以下の基本的設計原則に必ず基づかなければならない：

- (a) 科学的・法的確定性
- (b) 環境および費用効果性
- (c) 締約国間の衡平性[equity]（AOSIS）

2. これらの原則は透明で、一般的に適用可能な、明確に記述された方法、規則、指針の中に反映されていなければならない。そのような方法、規則、指針は参加者、管理者、一般大衆にそれぞれのメカニズムの運営を理解せしめ、そのような運営に信頼をもたせるものでなければならない。（AOSIS）

3. 議定書メカニズムはすべて衡平性[equity]の原則を指針としなければならない（条約第3条1、京都議定書前文）、また、そのようなメカニズムは条約第4条4、4条8、4条9の趣旨に基づいて検討されなければならない。衡平性[equity]はメカニズムによって創出された資金の配分および手続きにおける公正性の双方の面に反映されている必要がある。一般的に、方法、規則、指針は参加資格のあるすべての締約国がメカニズムを提供する機会に自由にアクセスできるように定められなければならない。（AOSIS）

4. しかし、多くの場合、純粋な市場原理に基づく手法から取り残される締約国の参加を促進し、そのような締約国への投資を促進するために追加のインセンティブを設ける必要がある。（AOSIS）

5. メカニズムの規則と指針の策定・適用における透明性[transparency]はこのアクセスと衡平性[equity]を達成する上で不可欠である。メカニズムは参加者、管理者、一般大衆が理解でき、信頼できるものでなければならない。（AOSIS）

6. A O S I S の考えでは、すべての議定書メカニズムを効果的に運営するためには、これらの方法、規則、指針の策定、モニタリング、執行を行うための強力な制度と手続きが不可欠である。( A O S I S )

7. 制度的責任は、新たな組織と既存の組織の間で、また、グローバル・レベル、地域レベル、国家レベルで、もしくは、特定の状況下では、公共部門と民間部門の間で適切に分担することが考えられる。このような分業は代表性、証明可能な権限、補助性[subsidarity]などの原則に基づいて行われなければならない。( A O S I S )

8. A O S I S は排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]を「意欲的」な約束とは考えていない。なぜなら、条約第 2 条の目標を達成するためには排出削減量を増やす約束が必要であることは疑いのないところだからである。( A O S I S )

9. 議定書メカニズムによって一部の先進国には費用節減をもたらす可能性があるが、A O S I S は付属書 I 締約国が第 3 条に基づく自国の義務の遵守と、一般的にはテストの行われていないメカニズムの履行を結合するいかなる試みも拒否する。付属書 I 締約国が費用効果的な国内対策により議定書付属書 B に定められた削減量よりも多い削減量を達成する大きな可能性をもっていることを明らかにした I P C C の結論を A O S I S は引き続き支持する。( A O S I S )

10. どの諸国グループも、もはや議定書の即時批准を支持していないが、A O S I S は内容が適切でない議定書を急いで発効させることが有益か疑問を持っている。( A O S I S )

11. 京都議定書に定められたメカニズムは、これらのメカニズムにより削減される排出量は費用効果的かつ環境保全上効果的な方法で達成するという二つの目標を持っている。これらのメカニズムが複雑な性質を持っているために、追加の国内的・地域的・国際的な監視が必要となり、必然的にコストが生じる。締約国は

費用効果性という名の下に誤った経済性を押しつける圧力に抗しなければならない。さらに、費用効果性のために透明性[transparency]と説明責任[accountability]を確保するための取引費用[transactional costs]を犠牲にすべきではない。(AOSIS)

12. 京都議定書第12条はクリーン開発メカニズム(CDM)について定め、この基本的構成およびCDMによって履行される機能について定めている。(オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国)

13. CDMは技術、能力開発[capacity building]、資金供与[financing]に関する協力の機会を締約国に提供する。また、CDMは2000年から開始される温室効果ガスを削減または除去する事業から発生する認証排出削減量を取得する機会を締約国に提供する。2000年の到来を真直に控えているため、迅速な進展を図ることが重要である。(オーストラリアほか)

14. CDMの主要な目的は「付属書I締約国以外の締約国が持続可能な開発を達成し、条約の究極目的に貢献することを支援すること、ならびに、付属書I締約国が第3条の規定に基づく排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]の履行の達成を支援すること」(第12条2)にある。(オーストラリアほか)

15. CDMは民間部門の参加に過度に依存する市場原理に基づく概念であるが、第12条9は公共機関の参加も認めている。(オーストラリアほか)

16. 第12条2の目的を達成するためには、CDMは環境上適正で経済的に効率的でなければならない。このことは投資家を誘引する上でも重要である。さらに、このメカニズムはCDM事業活動への参加が自主的なメカニズムとして設計される必要がある。

---

(<sup>1</sup>)別段の記述がある場合を除き、条という場合、すべて京都議定書の条を指す。

非付属書 I 締約国は事業活動から利益を受けることができるものとする（すなわち、新技術へのアクセスの拡大、投資・資金供与[financing]の増大、制度的・技術的能力の向上、その他の環境分野の改善）。C D Mの運営に関する組織[institutional arrangements]は効率的で、コストを最小限にすると共に透明性[transparency]・説明責任[accountability]を確保するものでなければならない。（オーストラリアほか）

17. C D Mはタイムリーに創設されなければならない、気候変動の緩和に伴い実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な利益が提供されると同時に取引費用[transaction costs]が最小限になるものでなければならない。また、C D Mは能力開発[capacity-building]を確保し、すべての関係締約国による情報アクセスを確保するものでなければならない。（オーストラリアほか）

18. 気候変動枠組条約とその議定書の目標達成については、柔軟性措置がとりわけ有益であり、それぞれのメカニズムは互いに関連しあっている。したがって、共同実施（J I）、クリーン開発メカニズム（C D M）、排出量取引（T P）は別々に実施すべきではない。最終的成果の質は包括的かつ証明出来る方法に依存している。2000年にC D Mを開始することを求めているC O P 4の決定に鑑み、今後行われる声明は、特にC D Mに関する声明となろう。しかし、整合性[consistency]と両立可能性のために、それらの声明は他の二つのメカニズムを定める際に勘案されなければならない。（ブルキナファソ）

19. 共通ではあるが、差異ある責任という原則および発展途上国の特別な状況に鑑み、また、発展途上国は、少なくとも当面は数量化された削減を達成する必要があるという事実に鑑み、「排出量の回避」という概念にしかるべき配慮をする必要がある。この概念は発展途上国による参加のさらなる拡大に役立つ。（ブルキナファソ）

20. 第12条2に基づいて、各C D M事業は以下の二つの目的を達成するものとする

る:

- (a) 発展途上締約国が持続可能な開発を達成し、条約の究極目的に貢献するのを援助する。
- (b) 先進締約国が第3条に基づく排出抑制および削減に関する数量化された約束を履行するのを援助する。(中国)

21. 京都議定書の三つのメカニズムの間の「相互性[fungibility]」という概念はまったく受け入れられない。(中国)

22. 事業の選択、認証[certification]・検証の承認、追加性の確定、事業の実現可能性・持続可能性など、CDMのすべての取引において、透明性[transparency]の原則を遵守しなければならない。さらに、ベースラインおよび会計システムの確定は、ホスト国および承認済み第三者によって保証されなければならない。見込まれる運営組織および現行の運営組織を評価するための手続きを定めなければならない。理事会[executive board]を含む組織は常に締約国または承認済み第三者の監視に対して開かれていなければならない。(ガンビア)

23. 条約第3条1および4条2(a)は、特に付属書I締約国が温室効果ガス排出量の削減や、気候変動による影響の緩和に先導的役割を果たすことを義務づけると同時に、条約第3条2は発展途上締約国における特定のニーズおよび特別な状況に十分配慮することを強調している。これらの条項を考慮し、また、先進国が温室効果ガスの大部分に責任を有しているという事実を考慮し、発展途上国における持続可能な開発は、どのような形であれ、温室効果ガス排出量を削減するための付属書I締約国の行動によって妨げられてはならない。これらのために、アフリカ諸国は、とりわけクリーン開発メカニズムとその他のメカニズムの管理において、条約および京都議定書の実施[implementation]における衡平性[equity]の原則の適用を提唱する。さらに、条約で求められているように、発展途上国、特にアフリカにおける排出量抑制の事業資金は、COP2の決定に基づき、新たな資金でなければならない。また、他の資金メカニズムに対する追加資金でなければならない旨を繰り返し強調している(海外開発援助など)。(ガンビア)



24. 発展途上国については、衡平性[equity]の原則は、排出の権利、南北間の取引、発展途上国間、世代間、地域間、国内のグループ間などに適用されなければならない。(ガンビア)

25. グルジアは、発展途上国および経済移行国に対する資金援助と引換えに、そのような国が厳しい課税政策を実施することを当該国に強く求めることを国際組織・基金に要請するとともに、また、そのような国がクリーン開発メカニズムに基づいて実現される事業に対してより柔軟な課税政策を利用し、また、CDMを促進し、国内外の民間部門の参加を促進する技術移転プロセスに対し、より柔軟な課税政策を利用することを認めるよう発展途上国および経済移行国に国際組織・基金が強く求めることを要請する。(グルジア)

26. 付属書II締約国の政府(立法機関)がCDMを促進し、このメカニズムと技術移転に自国の民間部門の参加を促進するような課税に関する法律・規制措置に適切な改訂を加えるようグルジアはそれら政府に要請する。(グルジア)

27. 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の京都議定書は第6条、12条、17条で様々なメカニズムを定めている。これらのメカニズムは、付属書B締約国が第3条に基づいて排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]の達成においてそれら締約国を部分的に援助するために付属書B締約国が利用することができる。(インド)

28. 現行プロセスの目標は不衡平な制度が定着しないようにすることにある。他方、不衡平な制度を除去するためには不衡平な制度を縮小しなければならない。このことは将来の討議の指針としなければならない。そのような討議によって第6条、12条、17条の様々なメカニズムの性質・範囲が明らかとなる。(インド)

29. 作業計画と討議によって第6条、12条、17条に定められたメカニズムを比較しなければならない。メカニズム間の差異と類似性を明確にすべきである。その

ように比較すれば、メカニズムの基本的特徴の輪郭が明らかとなる。このため、1998年6月にボンで開催された補助機関会合（補助機関の1998年6月の関連 Misc.documents参照）においてG77プラス中国が提起・特定した問題を取り上げ、討議しなければならない。（インド）

30. 議定書は、移転または交換で何ら資産、商品、製品も生みださない。そのような想定をすべきではない。議定書は何ら所有権または権利も生み出さない。メカニズム間の財産権移転に関連した概念[concept related to inter-mechanisms conveyances]に関する条文は存在しない。（インド）

31. 発展途上国における社会的・継続的開発ならびに貧困撲滅計画を制約する可能性を持つような概念を認めるべきではない。（インド）

32. 歴史的な排出量とインベントリーによって恒久的利益の権利その他の権利を与えるべきでない。（インド）

33. メカニズムの設計が、条約の目標に基づく排出量の長期的傾向の修正を危うくするものであってはならない。達成されたG H G削減量は真正かつ検証可能なものでなければならない。メカニズムは国内的な行動を補足するものとする。補足性[supplementarity]を確保するために遵守制度の重要性を強調すべきである。適正に定義されたプロセスにより、遵守に関する問題の精緻化を開始すべきである。（インド）

34. ベースラインの決定や追加的な増分[incrementality]などの方法論上の問題があり、これらの問題は組織上、運営上の問題の前に検討する必要がある。（インド）

35. C D Mは国内の環境・開発目標に基づいて発展途上国に利益を提供するメカニズムであり、事業は海外開発援助に追加されるべきであるという一般的認識が必要である。C D Mの運営は個別の事業ベースで行われるべきである。利用されるクリーン技術は最新の技術とする。C D Mは技術・資金の移転[transfer of

technology and financial resources]に関する条約の他の条項も包含していると考え  
べきでない。(インド)

36. 適用する技術は、脆弱なシステムが、気候変動によって生じる実際または潜在的な圧力に耐えられるものでなければならない。食糧および栄養上の福祉は優先問題である。食糧・栄養の面で最貧国の国民は最も脆弱である。農業の持続可能性を維持できる適用計画を策定することが重要である。CDMに基づいて脆弱指数を算出する際には、すべての発展途上締約国における脆弱な分野と状況を十分に勘案しなければならない。(インド)

37. 三つのメカニズムを一つのものと考えて、これらのメカニズムは衡平性[equity]、適切な科学的根拠、環境利益、コスト要素などの原則ならびに共通基盤にたった取引[broker]原則に基づいていることが必要である。(モーリシャス)

38. 参加資格のある締約国は、メカニズムが提供する利益へのアクセスが容易でなければならない。完全な市場原理に基づく対策から取り残される締約国には、投資を誘引するための追加インセンティブを与えるべきである。(モーリシャス)

39. これらのメカニズムを設計・適用する場合は、透明性[transparency]の確保が重要である。メカニズムに参加する者は自己の参加の意味を理解し、規則と指針は、信頼性向上に寄与しなければならない。(モーリシャス)

40. 付属書 I 締約国の約束に関して、CDMに基づく活動に炭素クレジットを算入することは、いかなる場合も我々とは関係のない問題である。問題は社会的・経済的目的に沿い、そのような活動に代わるベンチマーク・オプション[benchmark options]と対比して温室効果ガスを削減する大きな可能性を持っている投資事業を促進することである。(セネガル)

41. セネガルを含む多くの締約国は共同実施活動(AIJ)のパイロットフェー

ズにおいて実質的に無視された。C D Mが、とりわけ非付属書 I 締約国にとって公正なメカニズムであるためには手続きが必要である。アフリカに国内もしくは地域におけるインフラの整備をもたらす事業を開発することが重要である。(セネガル)

42. 衡平性[equity]の原則については、以下を勘案しなければならない:

- (a) C D M事業の地域的分布
- (b) 地球上のすべての住民に対し同一の一人当たり炭素数値の決定
- (c) 政治的条件(適切な統治、疑似民主主義など)や経済的条件(構造的調整)に「環境的条件」を付け加えることを回避する必要性(セネガル)

43. クリーン開発メカニズム(C D M)の策定に明確な優先権を与えるべきであるが、シエラレオネの考えでは、メカニズムはすべて比較可能な基準にしたがって策定されるべきであり、そうすればいずれかのメカニズムが競争上不利になるという事態は生じないであろう。付属書 B 締約国によるメカニズムの利用は自国の国内的な行動を補足するものでなければならない。(シエラレオネ)

44. 検証・認証[verification and certification]の規則・手続きは、メカニズム間の互換性を確保するために、すべての柔軟性措置について同じでなければならない。(南アフリカ)

45. C D Mの目的は以下を含んでいる:

- (a) 非付属書 I 締約国が持続可能な開発を達成することを援助する。
- (b) 条約の究極目的に貢献する。
- (c) 付属書 I 締約国が第 3 条に基づく排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]を遵守することを援助する。
- (d) 脆弱諸国の適合[adaptation]を援助する。(南アフリカ)

46. C D Mに基づいて検討される事業は発展途上国と先進国の双方の民間部門に

よって開始されるものと思われる。民間部門がこれらの事業に参加するためには、以下の重要な要素が実現されなければならない。すなわち、官僚主義の最小限化、事業の迅速な承認、明確な報告要件、参加による利益である。(南アフリカ)

47. CDMの運営が開始される前に運営の方法・手続きが合意されなければならない。(南アフリカ)

48. CDMに関して行われる検証、認証、監査[verification, certification and auditing]のための方法は、他の柔軟性メカニズムにも利用できるよう検討すべきである。(南アフリカ)

49. ベースラインの決定は事業の認証[certification]において重要な問題であり、この問題の困難性に鑑み、別途に検討を行うべきである。(南アフリカ)

50. 関連原則の適用について。メカニズムの詳細を決める際には以下の原則を検討すべきである。すなわち、衡平性[equity]、不衡平の矯正、持続可能性、バランスの取れた地域活動、最も脆弱な発展途上国に対する認識、汚染者負担原則、代替可能性[fungibility]、透明性[transparency]、説明責任[accountability]、整合性[consistency]など。(南アフリカ)

51. メカニズムの性質・範囲について。メカニズムは持続可能性を危うくすることなく、グローバルな衡平性[equity]を保ちつつ、UNFCCCの全般的目標に資するものとする。メカニズムは、すべてUNFCCCの目標達成に貢献することが求められる。しかし、適切な行動を確保するために、複雑な関係を管理し、数量化する必要がある。特にメカニズムのアウトプットを管理するためには慎重な検討が必要である。CDM事業によるCERおよび第6条、第17条に基づくERUの取得[acquisition]、取引、バンキング、利用などを追跡する手段を定める必要がある。既存の国際組織がこのような作業を行うことが考えられる。国際機関を増やすよりも既存組織がこの作業を取り扱うことが望ましい。(南アフリカ)

52. 衡平性[equity]および透明性[transparency]について。問題は衡平性[equity]の問題だけではなく、不衡平の矯正の問題も存在する。メカニズムは世界の資源の衡平な配分・消費を促進するものでなければならない。(南アフリカ)

53. 事業の利益に関する衡平性[equity]として、事業へのアクセスの面での衡平性や、非付属書 I 締約国間の衡平性を促進しなければならない。(南アフリカ)

54. COP/MOPは成果の審査においてこの問題に特別の注意を払うべきである。メカニズムがグローバルな衡平性[equity]を危うくする可能性があることを認識すべきである。特に発展途上国が豊かな先進国に低コストの緩和オプションを販売するという慣行は、将来の世代に高コストのオプションを残すだけであり、それはグローバルな不衡正性[inequity]を維持しているにすぎない。したがって、メカニズムにはこのような問題を回避するための指針・手続きを盛り込む必要がある。(南アフリカ)

55. 補足性[supplementarity]について。メカニズムは国内的な行動を補足するものでなければならない。しかし、この補足性[supplementarity]の程度はメカニズムに課された条件に依存している。発展途上国が長期間わたって利用するためにクレジットおよび活動をバンキングすることができれば、メカニズムの利用範囲を拡大することができる。これができなければ、利益の大部分は先進国にゆき、メカニズムの利用は制約される。(南アフリカ)

56. 気候変動の有効性について。IPCCによると、現行の京都目標は悪影響を是正するには不十分である。同時に、注意すべきことは、メカニズムが京都目標の達成に必要なだけでなく、将来のどのような排出削減計画にも必要であるということである。メカニズムの創設によって将来の活動基盤が確立される。CDMによる気候変動の有効性を評価する場合、絶対的排出削減量ではなく、今後増加する排出量の削減量として長期的削減量を決定すべきである。削減事業は実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な利益および有効性をもたらす事業でなければならない。(南アフリカ)

57. 制度的枠組みについて。メカニズムは可能な限り効率的に運営されなければならない。この点で、メカニズムは通常のビジネス慣行に基づいて運営し、必要に応じて、個々の国に分権化すべきである。C E R s ・ C R U s を取り扱うためには整合性あるメカニズムを確立する必要があるが、メカニズムの管理における制度的な取決めは、各国の希望を叶えるようにするために柔軟でなければならない。(南アフリカ)

58. 能力開発[Capacity-building]について。これはメカニズムを利用する場合の不可欠の要素であり、すべての発展途上国において衡平に能力開発を行うべきである。(南アフリカ)

59. 適応について。気候変動は緩和策が功を奏するはるか前から悪影響をもたらす。したがって、適応方法を検討する際、食糧安全保障、エネルギー安全保障、災害に対する対応、水の安全保障、洪水防止、生物多様性、病気の蔓延、インフラ開発、特に気候変動に伴う変化に対応するためのインフラの強化などにおける各国の脆弱性を勘案すべきである。(南アフリカ)

60. 関連性[linkages]について。以下について、すべてのメカニズムに対して同じ基準が適用されるべきである。たとえば、C E R s ・ E R U s に適用される測定単位(CO<sub>2</sub>換算のトン数)、削減量の検証・認証[verification and certification]、グローバルな衡平性[equity]などである。三つのメカニズムすべての合計パーセンテージを排出削減目標に対する相殺量として使用することができる。関連性[linkages]、とりわけ互換性について。C E R s、E R U s、CO<sub>2</sub>換算量などの単位は等価で互換性を有するものとする。監査[auditing]、検証[verification]、排出削減量の数量化、コスト計算、取引、バンキングなどについては整合性[consistency]がなければならない。互換性を確保し、価値のゆがみをなくすために、C E R ・ E R U の取引、売却、バンキング、利用などについては整合性[consistency]が必要である。そのような取引のために新たなメカニズムを設けるべきではない。このために国際商品取引所の役割を調査しなければならない。(南アフリカ)

61. 尺度は等しくなければならず、メカニズム全体の互換性[interchangeability across mechanisms]は、境界条件を超えないかぎり、支持することができる。例えば、メカニズムに対し割合の配分[percentage allocations]がなされなければならない。メカニズム全体の交換規準を定める必要がある。(南アフリカ)

62. CDMの発展に応じて、不履行の場合、自国の削減量の優先[primary]および多数[majority]の原則が適用されるべきである。しかし、発展途上国に長期的利益がもたらされる場合には、この条項は適用されない。とりわけ発展途上国のCER・ERUのバンキング、取引、売却、利用の持続可能性・非搾取が保証されなければならない。(南アフリカ)

63. メカニズムに対する条約第4条8および4条9ならびに/または京都議定書第2条3および3条14の不適用について。適応問題に対処する場合のCDMの対象は、条約第4条8および4条9の対象となる条約実施の影響に対する脆弱性ではなく、気候変動の影響に対する当該国の脆弱性である。CDMによる適応においては、上記パラグラフ48に示された分野における脆弱性ならびに第2条3および3条14の条項を勘案しなければならない。議定書は全体として実施される必要がある。したがって、規則を策定する場合には、第2条3および3条14に言及することが適切である。(南アフリカ)

64. 京都議定書の意欲的な環境目標がメカニズムの利用可能性に依存していることについて。メカニズムが京都議定書の目標と将来の目標に役立つ程度を決定するようIPCCに要請すべきである。事実、メカニズムが1990年レベルへの安定化に役立つか、また、メカニズムにより、いつまでに安定化するかということに関する意見は有益である。(南アフリカ)

65. 批准/発効のために実行可能なメカニズムについて迅速に決定することの重要性について。各国の国民は目標を遵守するためにライフスタイルの変革を検討しなければならないが、議定書の実施[implementation]に必要な規則・手続きの策



定に対して早期に大幅な進展が見られない場合、世界の諸国の間で議定書・条約の信頼性が損なわれる。特に適応事業については、メカニズムの実施が早ければ早いほどよい。したがって、緊急にメカニズムの早期実施[implementation]を決定するとともに、規則・手続きを定期的に見直すという合意を得て、規則・手続きを使ってメカニズムを実施すべきである。(南アフリカ)

66. 費用効果性の原則について。費用効果性の原則は全体的かつ長期的に適用される場合にのみ支持される。メカニズムの目標を最小コストによる排出削減の達成に置くべきではない。これは共同実施の主要な目的であるが、CDMの目的ではない。認識すべきことは、高コストのオプションのつけが将来の世代に残される場合には、発展途上国は最小コストのオプションを採用するわけにはいかないということである。したがって、発展途上国における排出削減に関するクレジットが将来利用するために発展途上国によって取得されるというなんらかのメカニズムが費用効果性という概念に伴っていないなければならない。(南アフリカ)

67. 遵守の促進に関するメカニズムの役割について。メカニズムによって柔軟性が増大することは明白である。しかし、メカニズムはもっぱら低コストのオプションであると考えべきではなく、長期的には持続可能性と適用に役立つなければならない。メカニズムは遵守を達成する唯一の手段と考えるべきではない。国内的な行動も不可欠である。(南アフリカ)

68. 付属書B締約国が第3条の約束を履行するために第6条、12条、17条を利用する場合と他の手段を利用する場合とを問わず、付属書B締約国の間で同じ取り扱いをすることについて。国内的な行動によって第3条の約束をどの程度履行すべきかという問題は柔軟に検討すべきである。そうすれば、約束の履行において利用可能なすべてのメカニズム(国内的な行動もその一つである)を最も効率的に利用することができる。衡平性[equity]の問題もここで同様に検討する必要がある。しかし、様々なメカニズムに対する配分は柔軟に検討する必要がある、とりわけ時間の経過とともに、また、技術の変化に応じて、開発速度およびコスト構成によって新しいチャンスが生まれる。したがって、これらの配分を改訂するな

んらかの手段を定める必要がある。これが達成されるのはクレジットの価値が同じ場合だけである。C D Mの場合、メカニズムの適用で生じる新たな価値を組み込むことができる。そうすれば、これらのクレジットの価値が他の二つのメカニズムの価値より下回ることはなくなる。(南アフリカ)

69. コストを最小限にすることによってメカニズムの環境利益を最大にすることについて。最低コストを確保しても、必ずしも環境利益がもたらされるとはかぎらない。多くの場合、複雑性が高まるために、外部コストを含むライフサイクル・コストを考慮に入れない場合、状況は逆になる。メカニズムによって柔軟性が高まることは明白である。しかし、メカニズムはもっぱら低コストのオプションであると考えべきではなく、長期的には持続可能性と適用に役立つなければならない。同時に事業の取引費用[transaction costs]はできるだけ低く抑える必要がある。しかし、注意すべきことは、これはC D Mにおける適応などの問題に利益[proceeds]を配分する必要はないということである。既存の世界の制度的インフラを最適に利用し、メカニズムを管理するために新しい大規模な行政機関を設立することを差し控えることによってできるだけ取引費用[transaction costs]を低く抑える必要がある。(南アフリカ)

70. 地域的な経済統合のための機関[regional economic integration organization]内の個々の国に対して「国内的な行動の補足」に関するなんらかの数量化を適応することについて。京都議定書の付属書Bに基づいて適応する。(南アフリカ)

71. 補足性[supplementarity] ( 衡平な規準[criteria]に基づき定量的・定性的用語で定義された具体的上限 ) について。これはメカニズムによって達成される排出削減量を指すものと解される。質を検討する場合、排出量はすべて地球温暖化係数( G W P ) で修正されたC O<sub>2</sub>として算定されるべきである。数量は限定されるべきではない。(南アフリカ)

72. メカニズムを利用するための前提条件 ( 遵守、第5条、7条、8条との関連 ) について。メカニズムが利用できるようになるまでにベースラインを定める必要

がある。(南アフリカ)

73. 成果を測定できる基盤を設定しなければならない。規則によって、合意された方法に基づいて目標の遵守を義務づけるべきである。インベントリーが定められ、目標が厳格に数量化されたあと、制約を最小限にとどめてメカニズムを適用すべきである。問題が発見された場合、C O P / M O P は柔軟性と学習の精神でそのような問題に対処しなければならない。(南アフリカ)

74. 第2条3および3条14について。これらの条項は作業の重複を最小限にするために第6条、12条、17条の中で明示的に言及されてはいないが、メカニズムに関する計画を作成する際、これらの条項の規定を検討すべきである。議定書は全体として実施されなければならない。したがって、規則を策定する場合には、第2条3および3条14に言及しなければならない。(南アフリカ)

75. 京都議定書の定めに基づいて、C D M事業は先進国と発展途上国に相互利益をもたらすほかに、以下の三つの目的を有している。すなわち、持続可能な開発、排出削減(定められたベースラインに対比して)、気候変動の悪影響に対する適応などである。さらに、C D M事業は技術移転および能力の開発[capacity-building]においても一定の役割を果たす。(南アフリカ)

76. 国内レベルにおいて、国際レベルと関連性のある中央登録簿を保持する必要がある。C E R s ・ E R U s の発生、取引、バンキングを追跡するための基盤として、商品取引や在庫に関する既存の制度的メカニズムを調査すべきである。この機能は中央銀行またはその類似機関でも行うことができる。すべてのメカニズムに対して同一制度を使用すべきである。発展途上国については、通常これはC D Mにのみに適用されるものと思われるが、先進国も第6条および17条に基づいて発生するE R U s を含める必要がある。(南アフリカ)

77. 締約国は、C D Mの制度的枠組み、運営方法、事業の規準、C E R の配分・構成、C D Mの業績を審査する理事会の機能・構成ならびに上記の改訂、C D M

事業への参加、CDMを可能にする環境の創出などの承認に責任を負う。(南アフリカ)

78. 京都議定書メカニズム(第6条--共同実施、第12条--CDM、第17条--排出量取引)の目的は締約国が自国の約束を履行し、第12条に定められた条約の最終目標を達成することができるようにすることにある。(トーゴ)

79. まず第一に、これらのメカニズムの正当性を支える特定のキーワードに付与される意味について合意しなければならない。そのようなキーワードは衡平性[equity]、透明性[transparency]、補足性[supplementarity]、技術移転などであり、あらゆる曖昧性を除去し、交渉における相互理解の雰囲気醸成し、交渉の迅速な進展を促進するためには、これらのキーワードに関する明確な定義が必要である。(トーゴ)

80. これらの概念が付属書I締約国および非付属書I締約国により異なって理解されているという事態が交渉において生じている。(トーゴ)

81. 我々の考えでは、柔軟性措置は個別にではなく、一括して取り扱うべきである。明白なことは、すべての国が参加できる排出量取引の単一市場のグローバル・アプローチにおいては、解決すべき技術的問題の順序が修正されるということである。排出クレジット取引メカニズムはすべて同じ種類の賦課金[revenue]を課すものとする。(トーゴ)

82. 「ブエノスアイレス行動計画」は多くの重要な問題点を取り上げているが、メカニズムに関する分析・検討は個別にではなく一括して進めるべきである。(トーゴ)

83. 気候変動問題はグローバルな問題であり、責任は共通であるが責任には差異があるという事実が意味することは、非付属書I締約国に対して策定されたCDMだけを討議するのではなく、付属書I締約国は協力して他のメカニズム(共同

実施活動、排出量取引)の内容を検討すべきであるということである。(トーゴ)

84. トーゴの考えでは、排出量取引の世界市場はすべての国に関連しており、また、京都議定書の柔軟性措置は決して気候変動問題の解決策ではない。(トーゴ)

85. 柔軟性措置の有効性は条約および議定書に基づく付属書 I 締約国の約束を遵守するために必要な国内のすべての政策・措置を実施するという締約国の約束に依存している。ブエノスアイレス行動計画は、議定書第 3 条 2 に定められた進捗状況を証明する手段については何も定めていない。したがって、これらの指標を 2000 年までに検討しなければならない。(トーゴ)

86. それぞれの柔軟性措置は市場原理、すなわち、排出権現金取引に依存している。柔軟性措置の成功の成否は配分規則の起草に依存しており、そのような規則は、衡平性[equity]と透明性[transparency]を確保するために、地球上の個人はすべて平等であるという原則に基づいて起草されなければならない。その場合、そのような個人が付属書 I に基づく個人であると否とを問わない。(トーゴ)

87. 柔軟性措置の設計は、衡平性[equity]と透明性[transparency]の問題を勘案つつ、世界全体としての多大な環境利益および持続可能な開発という原則に基づいて行われるべきである。また、柔軟性措置の設計においては、柔軟性措置の成功を確保し、世界全体としての環境利益をもたらすために、簡素、透明性[transparency]、適用が容易な手続きなどを検討しなければならない。(ウガンダ)

88. CDM は、様々な方式で、すなわち、多国間、二国間、基金などの方式で運営されるものとする。CDM が採用する方式の如何にかかわらず、クレジットの信頼性と質を確保するために、可能な場合、他の柔軟性措置にも同じ規則、手続き、原則が適用されなければならない。(ウガンダ)

89. CDM の設計および他の二つの柔軟性措置の実施[implementation]方法は、現在のすべての個人と将来の世代に対する公正性を確保するために、衡平性[equity]

の原則に基づいて策定されなければならない。現在の世代は将来の世代の権利を奪い続けるべきではない。現在の世代と将来の世代の間の不均衡は是正されなければならない。環境的・社会的な不均衡を是正することも同様に非常に重要である。現在の不均衡を是正する試みにおいては、柔軟性措置に基づく資金の衡平な分配を確保するために、衡平性[equity]の原則が適用されなければならない。以下に対して正当な配慮がなされなければならない:

- (a) 世代間および世代内の問題
- (b) 北対北の問題
- (c) 南北問題
- (d) 南対南の問題
- (e) 地域内問題

衡平性[equity]の原則を適用できるのは、三つの柔軟性措置を実施するプロセスが民間部門を含むすべての締約国および関係締約国に対して透明である場合だけである。ゲームの規則は広く知られるように簡潔かつ明確な文言で定められなければならない。発展途上締約国、特にアフリカの締約国に対しては国内レベルで透明かつ簡潔な規則を策定するための能力の開発[capacity-building]に関する援助が必要である。(ウガンダ)

90. 費用効果性の原則は先進締約国の観点から検討するのではなく、全体的観点から検討すべきである。市場力は完全ではないため、費用効果性を市場力に委ねると、費用効果が投資家に片寄ることになる。発展途上締約国の見解を受け入れるためには、いわゆる市場力を規制しなければならない。このためには柔軟性措置を実施するための方法・手続きの策定において透明性[transparency]が求められる。(ウガンダ)

91. 京都議定書の柔軟性措置を決定するためには、締約国の義務の履行および国内活動の有効性の改善における締約国の協力を促進することが前提条件となる。そのような協力を促進するためには、パートナーシップ、国内の生態系的・経済的問題の理解、無差別原則の遵守などが必要である。また、そのような協力は援助国ならびに政府・投資家の参加によって強化される。(ウズベキスタン)

92. これらのメカニズムは簡潔かつ効果的で、明確な規則を指針とすべきである。当該規則は信頼性があり、合意されたものでなければならない。これらのメカニズムに関する文書におけるいかなる規定も、条約に基づく付属書 I 締約国の責任・義務を縮小しまたは損なうものであってはならない。(ウズベキスタン)

93. 三つのメカニズムに関する活動に参加する政府、政府機関、関係投資家のために、また、国および民間部門の追加資金供与[additional financing]のために、政府、政府機関、関係投資家の信用を保証するうえで、三つのすべてのメカニズムの枠組みおよび機能を明確に定めなければならない。(ウズベキスタン)

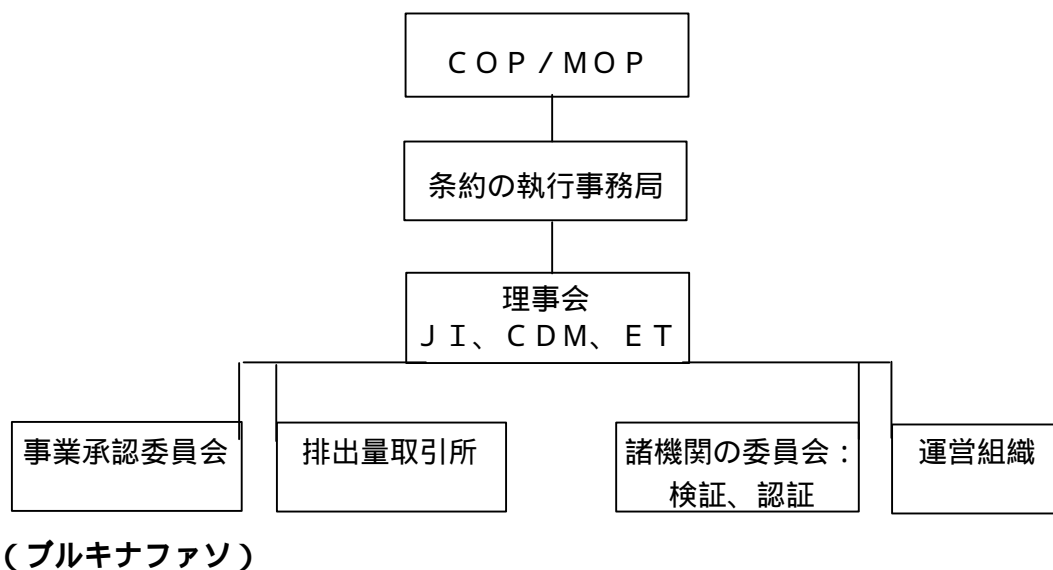
#### B. 機関の構成

94. C D Mの基本的役割・機能は第12条に明示されている。主要な機関として、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議、理事会[executive board]、運営組織[operational entities]などがある。(オーストラリアほか)

95. C D Mの様々な機関の構成はC D Mの運営に不可欠である。しかし、注意すべきことは、これらの機関の構成は、C D Mの機能に応じて部分的に定めることができることである。(オーストラリアほか)

96. 活動および排出量の認証・検証[certification and verification]のためには発展途上国に関連組織が参加する必要がある。必要な場合、とりわけアフリカにおいては、このための機関を設立する必要がある。さもなければ、この大陸はプロセスから取り残され、恣意的な決定の犠牲になる。この種の方法に関しては、透明性[transparency]がパートナー間の信頼の鍵となる。(ブルキナファソ)

97. C O P / M O P は条約および議定書の最高機関であるものとする。柔軟性措置に関する問題については、C O P / M O P は理事会[executive board] ( E B ) を通じて決定する。C O P / M O P がすべての問題を処理できるようにするためには、事務局を拡大する必要がある。以下のような組織構成が妥当と思われる：



98. 各政府はC D M事業の承認・実施[implementation]、不履行[non-compliance]、報告などに全般的責任を負うものとする。(中国)

99. C D Mの構成・機能はC D M事業の地域的配分、衡平性[equity]、効率性、持続可能な開発などを確保するに足るプロアクティブ[proactive]な多国間体制、取引交換所[clearing-house]、基金などの形態を取るべきである。C D Mの構成(基金/取引交換所)の中に民間・公共の投資基金を含めることができるものとする。C D Mの構成は必ずしもG E F型に従う必要はなく、または世界銀行の範疇に入れる必要はない。取引交換所は調整業務を行う機関とすべきである。取引交換所の業務に従事する施設/機関は、国家レベル、サブ地域レベル、地域レベルの既存施設/機関を利用することを検討すべきである。C D Mの構成は以下を促進するのに役立つものと考えられる:

- (a) 事業およびステイクホルダーその他関係者などの選択・審査
- (b) 資金の動員・利用
- (c) 広報
- (d) C D Mの方針の討議・策定のためのフォーラムの準備および関係機関とのネットワーク
- (e) C D M計画の策定
- (f) 情報/連絡機関(ガンビア)



100. 組織の体制については、国際機関を増やすのではなく既存機関を活用して構築される必要がある。(南アフリカ)

### C. COP/MOPの役割

101. 国際的な枠組みは制度の最高機関であるCOP/MOPが監督する必要がある。COP/MOPを代表して執行業務を遂行する権限を付与された下部機関のメンバーは、締約国の慣行によって定められた一義的な代表バランスを反映したメンバーで構成されるものとする(COP事務局など)。(AOSIS)

102. AOSISは、地域的な経済統合のための機関[regional economic integration organizations]内の締約国を含め、一部の締約国間で行われた取決めはCOP/MOPの監督に服し、かつ、COP/MOPに責任を負うという原則を強く支持する。(AOSIS)

103. 第12条4の定めに基づいて、CDMはCOP/MOPの承認と指導に服するものとする。この指導には以下を含めるべきである。すなわち、CDMの運営に関する方法・手続き、理事会[executive board]に対する指導、理事会[executive board]の運営に対する定期的見直し、運営組織[operational entities]、独立監査などである。(オーストラリアほか)

104. COP/MOPは条約および議定書の最高機関であるものとする。柔軟性措置に関する問題については、COP/MOPは理事会[executive board](EB)を通じて決定する。COP/MOPがすべての問題を処理することができるようにするためには、事務局を拡大する必要がある。(ブルキナファソ)

105. 各CDM事業から発生した排出削減量は議定書第12条5の規定に照らし、また、COP/MOPによって採択される方法、規則、手続きに基づいてCOP/MOPによって指定される運営組織[operational entity]によって認証されるものとする。(中国)

106. 方法・手続きを含め、CDM事業活動の独立した監査・検証[auditing and verification]システムは、透明性[transparency]、効率性、説明責任[accountability]を確保するためにCOP/MOP第一回会議によって検討されるものとする。(中国)

107. CDM事業に参加する締約国政府はCOP/MOPによって採択される統一報告フォーマット[uniform reporting format: URF]を使い、事業別にCDM事業活動の進捗状況と成果についてCOP/MOPに報告するものとする。(中国)

108. 報告書とそれに関連するフォーマットはCOP/MOPによって精緻化されるものとする。CDM事業に参加する発展途上締約国の場合、報告書は事業別に行われるものとする。CDM事業に参加する先進締約国の場合、報告書は事業別にCOP/MOPに提出されるだけでなく、そのような報告書は自国のインベントリーにも示されるものとする。(中国)

109. CDMの最高機関としてのCOP/MOPは、とりわけ以下に関するCDMのすべての問題に全般的な責任を負い、CDMの意思決定を行う最高機関であるものとする(CDM-43):

- (a) 京都議定書第12条の定めに基づいてCDM事業活動の方法・手続きを精緻化する。
- (b) CDM事業のCERの承認・拒絶を決定する。
- (c) 排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]の一部の数量化を決定する(CDM-11)。
- (d) 第12条の定めに基づいて、「運営組織[operational entities]」を指定する。
- (e) 認証CDM事業の「利益の一部(a share of proceeds)」は運営経費[administrative expenses]を賄い、また、なかでも気候変動の悪影響に脆弱な発展途上締約国が適応コストを賄うのを援助するために使用することができるものとする(一般条項-6、CDM-6、31.32)。(中国)

110. 運営組織[operational entities]およびその活動・決定はC O P / M O Pの指示に基づいて理事会[executive board]の監督に服するものとする。(欧州共同体およびその加盟国ならびにブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、ハンガリー、ラトビア、ポーランド、ルーマニア、スロベニアを代表してドイツ)

111. C O P / M O Pの指示に基づき、理事会[executive board]は運営組織[operational entities]の業績および認証[certification]プロセスについてサンプリングチェックを行う。このために、理事会は選択された認証[certification]プロセスに関与していない運営組織を指定できるものとする。(ドイツほか)

112. C O P / M O Pの指示に基づき、理事会[executive board]はどの運営組織[operational entity]をチェックするか、独自またはC O P / M O Pの請求に基づいて決定する。(ドイツほか)

113. C O P / M O Pの指示に基づき、理事会が以下のパラグラフ193に示す排出削減量の認証要件が履行されていないと判断した場合、理事会[executive board]の勧告に基づき、C O P / M O Pは、関係した運営組織[operational entities involved]が以下のパラグラフ336-342に基づく排出削減量の認証[certification]に関する資格を剥奪することを決定できる。(ドイツほか)

114. [...] <sup>(2)</sup> (ドイツほか)

115. C O P / M O Pは以下を行う:

- (a) 事業活動を認証するための運営組織[operational entities]を指定する(第12条5)
- (b) 手続きを精緻化する(第12条7)
- (c) 収益の配分を行う(第12条8) (南アフリカ)

---

<sup>(2)</sup> テキストはあとで提供される。

116. 運営組織[operational entities] (第12条5) はC O P / M O Pによって採択された規準・指針に基づいて認証[certification]を行う。(南アフリカ)

117. C D Mに付された機能はすべてC O P / M O Pによって承認されなければならない。(南アフリカ)

118. 透明性[transparency]は厳格かつ監査可能な報告メカニズムの実施によって確保することができる。理事会[executive board]はC O P / M O Pに対し、実施締約国の機関により各国で保持されている事業登録簿に基づき、年次報告書を提出しなければならない。無差別の問題は不十分である。事実、この問題はグローバルな是正が必要である。したがって、メカニズムは京都議定書の目標を達成するだけでなく、事業のチャンス을 不当に制約することなく、グローバルな衡平性[equity]に寄与するように実施されなければならない。競争におよぼす影響を含め、メカニズムの影響を決定するために審査制度を設ける必要がある。メカニズムは、当初の形態が不完全であれば、時の経過とともに修正する必要がある。理事会[executive board]によって任命された世界全体を代表する専門家委員会が年次審査を行うべきであり、そのような委員会が行った変更に関する勧告は、検討に資するためにC O P / M O Pに提出されるものとする。(南アフリカ)

119. C O PはC D M理事会[executive board]の一般方針、手続き、方法、構成を決定する。また、C O Pは審査機能を持ち、方針、手続き、方法の変更について承認する。(南アフリカ)

120. C O P、C O P / M O P、理事会[executive board]、運営組織[operational entities]などの機能ならびに各機関の関係および運営手続きについて。第12条に基づく全体の活動に関する年次審査書がC O P / M O Pに提出されなければならない。この審査書は、必要に応じて、すべてのC D Mの地域機関および締約国の提出文書に基づいてC D M理事会[executive board]によって作成・提出されなければならない。(南アフリカ)

## D. 理事会

121. 理事会[executive board]はCDMを監督し、運営・技術問題について指導する。第12条5の定めによると、運営組織[operational entities]はCOP/MOPによって指定されるが、理事会[executive board]はCOP/MOPの指導に基づいて運営組織[operational entities]を認定する。理事会[executive board]は運営組織[operational entities]によって提出された報告書を審査し、報告統合書をCOP/MOPに提出する。場合によって、理事会[executive board]は技術的指導を行うために専門家に意見を聞くことが必要である。理事会[executive board]はCOP/MOPとは別の常任機関の役割を果たし、実施[implementation]に関する補助機関を通じてCOP/MOPに報告書を提出する。(オーストラリアほか)

122. UNFCCC事務局はCDMのために事務的援助を行う。事務局は、活動の一部として、運営組織[operational entities]および/または締約国のCDM活動に関連した情報を編纂・統合し、また、その他の職務を行う。(オーストラリアほか)

123. 理事会[executive board]の規模は比較的小規模にすべきであり、付属書I締約国と非付属書I締約国の同数のメンバーによって構成されるべきである。CDM理事会[executive board]はモントリオール議定書の実施[implementation]に関する多国間基金事務局の執行委員会をモデルにすることが考えられる。この場合、理事会[executive board]は付属書I締約国および非付属書I締約国の各7人のメンバーで構成され、各メンバーの任期は2年間で、連続して任期を務めることを妨げないものとする。理事会[executive board]の議長・副議長は二つのグループの間で毎年交代する。付属書I締約国のメンバーの指名は付属書I締約国に限定される。非付属書I締約国のメンバーの指名は非付属書I締約国に限定される。(オーストラリアほか)

124. COP/MOPは条約および議定書の最高機関であるものとする。柔軟性措置に関する問題については、COP/MOPは理事会[executive board](EB)を通じて決定を行う。COP/MOPがすべての問題を処理することができるようにするためには、事務局を拡大する必要がある。(ブルキナファソ)

125. 理事会[executive board]メンバーは5つの地域の間適切な地域的配分を行うという国連原則を反映していなければならない。したがって、1地域当たり3人の代表者に、アフリカの後発発展途上国および小島嶼国のメンバー各1人加えて、全部で17人のメンバーとする。また、事業承認委員会も適切な構成にするものとし、1地域当たり2人のメンバーに、アフリカの後発発展途上国および小島嶼国のメンバーを各一人加えて、全部で12人のメンバーとする。(ブルキナファソ)

126. 理事会[executive board]はC O P / M O Pの承認・指導の下に運営され、関連のC D M事業活動を監督する。(中国)

127. 理事会[executive board]はC O P / M O Pによって採択されたC D Mに関する決定を実施し、C D Mに関する方針の指導を行う。(中国)

128. 理事会[executive board]はC O P / M O Pによって指定された運営組織[operational entities]の監督を援助する。(中国)

129. 理事会[executive board]は、第12条の定めに基づいて、C D M事業活動などの独立した監査・検証[auditing and verification]に関する問題についてC O P / M O Pに勧告を行うことができる。(中国)

130.理事会[executive board]の構成は適切な地域的配分に関する国連の慣行に沿って行われなければならない。(中国)

131. 運営組織[operational entities]とその活動・決定は、C O P / M O Pの指示に基づいて、理事会[executive board]の監督に服すものとする。(ドイツほか)

132. C O P / M O Pの指示に基づいて、理事会[executive board]は運営組織[operational entities]の業績および認証[certification]プロセスのサンプルチェックを行うものとする。このために、理事会[executive board]は選択された認証

[certification]プロセスに関与していない運営組織[operational entities]を指定できるものとする。(ドイツほか)

133. COP / MOP の指示に基づいて、理事会[executive board]はどの運営組織[operational entity]をチェックするかを、独自にまたはCOP / MOP の請求に基づいて決定する。(ドイツほか)

134. COP / MOP の指示に基づいて、理事会[executive board]が(以下のパラグラフ193に基づいて)排出削減量の認証要件が履行されていないと判断した場合、理事会の勧告に基づいて、COP / MOP は関係運営組織[operational entities involved]は排出削減量を認証[certification]する権利を持たない旨決定する。(ドイツほか)

135. [.....]<sup>(3)</sup> (ドイツほか)

136. 理事会[executive board]は技術的・事務的スタッフで構成される専任事務局が補佐する。同事務局は条約事務局の傘下に入れるべきである。(南アフリカ)

137. 理事会[executive board]は監督機関とすべきであり、他の条約補助機関にすでに委任されている職務を行うべきではない。(南アフリカ)

138. 理事会[executive board]は条約の全般的手続きの範囲内で独自の規則・手続きに基づいて決定する。(南アフリカ)

139. 理事会[executive board]はCDMについて監督的役割を果たすべきであり、CDMは、制度的には、選任された地域の代表者(理事会)と事務局で構成される必要がある。言い換えると、事務局は理事会の監督の下にCDMに委任された以下の職務を履行するものとする:

---

<sup>(3)</sup> テキストはあとで提供される。

- (a) 事業承認に関する指針の策定
- (b) 事業の登録
- (c) 事業承認に関する規準の策定
- (d) 検証・認証[verification and certification]に関する指針の策定（実際の検証・認証[verification and certification]はC D Mの職務ではない）
- (e) 地域または国のC D M機関に対してC D M事業から生じた資金を配分することによって資金供与機関の役割を果たす。
- (f) 運営組織[operational entities]との契約の締結
- (g) モニタリング議定書に関する指針の策定（南アフリカ）

140. 透明性[transparency]は厳格かつ監査可能な報告メカニズムの実施によって確保される。理事会[executive board]は実施締約国の機関により、各国に保持されている事業登録簿に基づいて、C O P / M O Pに年次報告書を提出しなければならない。無差別の問題は不十分である。事実、この問題はグローバルな是正が必要な問題である。したがって、メカニズムは京都議定書の目標を達成するだけでなく、事業のチャンスを不当に制約することなく、グローバルな衡平性[equity]に寄与するように実施されなければならない。競争におよぼす影響を含め、メカニズムの影響を決定するために審査制度を設ける必要がある。メカニズムの当初の形態はどうしても不完全であるため、時の経過とともに修正する必要があるということを認められるべきである。理事会によって任命された世界全体を代表する専門家委員会が検討に資するためにC O P / M O Pに提出される変更に関する勧告とともに、年次審査を行うべきである。（南アフリカ）

141. 理事会[executive board]の説明責任[accountability]について。C D M理事会はC O Pの決定に基づいて方針に関する指針、手続き、方法の範囲内で運営されなければならない。活動に関する年次報告書が必要である。（南アフリカ）

142. C O P / M O P、理事会[executive board]、運営組織[operational entities]などの職務ならびに関係および運営手続きについて。第12条に基づく全体の活動に関する年次審査書がC O P / M O Pに提出されなければならない。この審査書は、



必要に応じて、すべてのCDMの地域機関および締約国の提出文書に基づきCDM理事会によって作成・提出される。(南アフリカ)

143. CDMは官僚的運営を排除すべきであり、ビジネス原則に基づいて運営されなければならない。CDMの運営は大部分の運営権限が地域のCDM実施組織[implementation entities]に委譲された状態で分権化されるべきである。これらの組織または機関はCDM理事会が配分した着手資金を使って設立し、その資金はGEFから出資されるべきである。理事会はCDMに関する全般的な政策問題を監督し、COP/MOPとCDM運営組織との間の主要な連絡機関の役割を果たす。CDM組織は少なくとも発展途上国を代表するすべての地域に設立されるべきである。可能な場合、既存組織を活用するべきである。また、理事会は発展途上国および脆弱諸国における適応事業への資金配分を監督する。理事会メンバーは社会のあらゆる部門から採用する。(南アフリカ)

144. 理事会[executive board]においては非付属書I締約国の利益を保護するに足りる当該国代表者が十分確保されなければならない。各地域の環境組織および非政府組織(民間部門の組織を含む)を理事会[executive board]に含める条項を検討すべきである。(南アフリカ)

145. 議長・副議長は国連システムに基づいて交替制によるべきである。理事会メンバーの任期は1年とし、二期を超えないものとする。議長・副議長は同じ国連地域から選出できない。(南アフリカ)

146. 理事会[executive board]に選出されたメンバーは個人の資格で職務を行う。(南アフリカ)

147. 理事会[executive board]: 規約、構成、機能、メンバー、手続き規則、制度的・事務的支援に関する措置[provisions]などについて。理事会の構成はCOP/MOPが決定する。少なくとも理事会は地域間の衡平な代表者で構成され、先進国と発展途上国のメンバー数はバランスをとるものとする。理事会は発展途上国の排

出量を管理しているという事実に鑑み、発展途上国が理事会で過半数を占めなければならないことは明白である。理事会は11人のメンバーで構成され、そのうち、少なくとも6人は発展途上国から選出され、さらにその内の2人はアフリカから選出されるものとする。(南アフリカ)

148. CDM理事会[executive board]は小規模にするものとし(25人を超えない)サブ地域のバランスを十分に勘案し、有名で、承認された、通常の国連地域団体の政府代表者で構成されるものとする。理事会議長は任期は1年とし、二期を超えない。理事会議長は国連システムにならって交替制にする。(ウガンダ)

#### E. 締約国

149. AOSISの考えでは、メカニズムに参加する前提条件として、その能力を証明しなければならず、また、そのような能力を開発するためのコストを賄うための資源を適格締約国に提供すべきである。(AOSIS)

150. 第12条は事業活動または発生したCERに関する報告について特に定めを置いていない。説明責任[accountability]・透明性[transparency]を確保し、付属書I締約国および非付属書I締約国のためにCDM活動に関する報告の指針を定める必要がある。第12条に基づく事業活動は毎年締約国によって報告されなければならない。さらに、事業活動に関する報告は指針が必要な国内通報プロセスを通じて行う。また、付属書I締約国は議定書第7条に基づいて、第3条に基づく約束を履行するために使用されるCDM事業活動から発生したCERに関しても報告を行うことが必要である。(オーストラリアほか)

151. CDM事業に参加する締約国政府はCOP/MOPによって採択される統一報告フォーマット[uniform reporting format: URF]を使い、事業別にCDM事業活動の進捗状況と成果についてCOP/MOPに報告するものとする。(中国)

152. 認証排出削減単位[certified emission reduction units]の取得[acquisition]は、議定書第3条、とりわけ第3条12に基づいて行われるべきである。第12条に基づいて

締約国が取得する C E R は取得を行う締約国[acquiring Party]の割当量[assigned amount]に追加されるものとする（第3条12）。第3条13に基づいて、国際的投機などに C E R を使うことは禁止される。（中国）

153. 報告とその関連フォーマットは C O P / M O P によって精緻化されるものとする。 C D M 事業に参加する発展途上締約国の場合、報告は事業別に行われるものとする。 C D M 事業に参加する先進締約国の場合、報告は事業別に C O P / M O P に提出されるだけでなく、自国のインベントリーにも示されるものとする。（中国）

154. 条約の付属書 I 締約国は、以下の場合にのみ遵守に寄与するために認証排出削減量を使用するものとし、非付属書 I 締約国は以下の場合にのみ第12条に基づく事業活動の利益を受けものとする：

- (a) 京都議定書を批准している場合
- (b) C O P / M O P によって採択された遵守制度に拘束されている場合
- (c) 上記の遵守制度に基づく手続き・メカニズムにより C D M への参加を排除されていない場合および条約第12条に基づく約束を遵守している場合（ドイツほか）

155. 付属書 I 締約国は第3条に基づく排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]の遵守に貢献するために第12条に基づく事業活動から発生した認証排出削減量を使用するものとするが、それは当該締約国が第5条および7条に基づく約束を遵守している場合にかぎるものとする。（ドイツほか）

156. C D M を利用する付属書 I 締約国は第7条1および7条2に基づく報告に関する約束の枠組みの中で第12条に基づいて自国の活動について年次報告書を提出するものとする。 C D M に基づく報告は第7条4に基づいて策定される指針に従って行われるものとする。（ドイツほか）

157. CDM事業への参加締約国は、CDM事業に関する国別報告書において、これらの事業を通じて、持続可能な開発の達成および条約の究極目的の貢献において非付属書I締約国がどの程度援助を受けたか、および、これらの事業によって、付属書I締約国が第3条に基づく約束の履行においてどの程度援助を受けたか報告するものとする。(ドイツほか)

158. メカニズムが付属書I締約国にとって、その排出量を削減するための自主的かつ費用効果的方法であることに鑑み、当該締約国はメカニズムの利用によって利益を得ることができるものとするが、それは当該締約国が条約および京都議定書において定められた削減約束を遵守している場合にかぎるものとする。(ペルー)

159. COP/MOPは事業別報告に関する統一フォーマットを採択するものとする。実施された事業のみ報告する。しかし、少なくとも、実施[implementation]状況が明記されなければならない。(シエラレオネ)

160. 参加を希望する付属書B締約国はインベントリーおよび、数量濁された目標を提出していなければならない。インベントリーには吸収源の数量化と1990年以降の変化が明記されなければならない(後者は必ずしもCDMを開始するための前提条件ではない。なぜなら、吸収源、土地利用、森林業などの方法論的問題が決着するまでは、炭素吸収事業が行われなくてもCDMは実施可能だからである)。(南アフリカ)

161. 成果を測定するための基準を定める必要がある。インベントリーが作成され、目標が厳格に数量化されている場合には、CDMは最小限の制約要件で実施可能でなければならない。問題が発見された場合、COP/MOPは柔軟性と学習の精神でそのような問題を特定し、問題に対処しなければならない。(南アフリカ)

162. CDM理事会は、締約国から収集したデータを使用して、CDM事業の報告を行う必要がある。年次報告書には以下の事項が示されるものとする。すなわち、

C D M事業の開始・完了・放棄、時間の経過と共に達成された認証排出削減量、削減目標総量に占める達成排出削減量の割合、事業の地域的規模およびその関連投資、C E Rの単価、C D Mの方法・手続きに対する改訂案、C E Rの取引・バンキング・売却の数量などである。(南アフリカ)

163. 報告について。C D M組織が作成した年次報告書は国内政府を通じてC D M理事会およびC O P / M O Pに提出される。(南アフリカ)

164. スイスの考えでは、京都議定書の三つのメカニズムのそれぞれに対し独立した検証 / 認証[validation/certification]を行う必要がある。第6条に基づき事業が事業適格規準[project eligibility criteria]を満たし、合意された基準に適合したベースラインを持つことを確実にするために、当該事業は検証されるとともに、事業によって発生した排出削減量は、当該削減量が発生したあと認証されなければならない。一般的に第12条の事業についても同じ基本的検証 / 認証[validation/certification]が必要である。第17条に基づいて、排出インベントリー作成のための国内システムはC O P / M O Pによって決定される指針に合致しているかを検証<sup>(4)</sup>しなければならない。法人[legal entities]が排出量取引に参加することが認められた場合、法人[legal entities]による取引活動の正確な追跡・説明責任[accountability]の国内システムも、同取引が第17条の規則に基づいて定められる要件に合致しているを確認するために検証しなければならない。さらに、(検証後の取引システム[post-verification trading system]を仮定して)締約国が利用可能な部分割当量(P A A)単位の超過量は認証され、証明書が毎年発行されなければならない。(スイス)

---

<sup>(4)</sup> 国内の排出インベントリー・システム / データが独立した機関によって検証されることは排出量取引制度の信頼性を確保する上で不可欠である。そうでなければ、インベントリー・データが偽造される余地が非常に大きくなる。なぜなら、不確定要素が50-100%以上あるのが普通だからである。

165. 既存のノウハウと制度を踏まえて、C O P / M O P が指定した既存の国内または地域の認定当局 [accreditation authorities] による必要な検証 / 認証 [validations/certifications] を行うために一般的に国内の独立した「運営組織 [operational entities]」( C D M については京都議定書の用語を借用 ) が認定されなければならない。C D M の場合、第12条5によると、運営組織 [operational entities] は C O P / M O P によって指定されるが、この「指定」は事務的なボトルネックを回避するために国内 / 地域の認定当局 [accreditation authorities] を通じて行われる。近く開催される S B S T A / S B I の会合でこの方法と他の可能なアプローチについて討議する必要がある。他のメカニズムについては、運営組織 [operational entities] は明示的に言及されてはいないが、上記提案のように、検証 / 認証 [validation/certification] が必要な場合、そのような運営組織 [operational entities] が必要である。(スイス)

166. 運営組織 [operational entities] は検証または認証 [verification or certification] のための一連の議定書 ( または基準 ) に基づいて検証 / 認証 [validation/certification] を行うために指定された国内 / 地域当局によって認定されなければならない。これらの検証・認証 [verification and certification] 議定書は C O P / M O P によって採択されなければならない。排出量取引および共同実施の場合、事務局は運営組織の認証 [certification] 報告書に基づいて証明書を実際に発行する業務を与えられるが、他方、この業務は C D M に基づいて理事会 [executive board] によって履行されるべきである。(スイス)

167. そのようなシステムが設けられた場合、そのシステムは京都議定書メカニズムに参加する締約国にのみ適用され、議定書に基づく測定、報告、審査、遵守のための全システムにリンクされる ( 付属書 I 締約国にのみ適用される第 8 条に基づく専門家による検討の過程 [expert review process] を含む )。第 8 条 1 の審査プロセスおよび第 8 条 2 の専門家の審査は共同実施、C D M、排出量取引に参加する付属書 I 締約国において取引を行う運営組織 [operational entities] の業績をスポット・チェックするために利用されるべきである。しかし、第 8 条の審査は京都議定書メカニズムの検証 / 認証 [verification/certification] プロセスに取って代えるこ

とはできない。(スイス)

## F. 法人

168. CDMは民間部門の参加に過度に依存する市場活用型の概念であるが、第12条9は公共機関の参加も認めている。(オーストラリアほか)

169. CDM事業活動への参加は参加を希望する国の民間部門および/または公共部門の組織に開放されていなければならない。必要な場合、そのような組織が存在している締約国によって参加指導が行われなければならない。(オーストラリアほか)

170. 運営組織[operational entities]については、地域の開発銀行を関与させるための、またはそのような銀行の全面的参加を得るための努力が行われなければならない。条約の執行事務局はこれらの金融機関と連携しなければならない。(ブルキナファソ)

171. 各国政府はCDM事業に参加する民間部門および/または公共部門の組織に責任を負うものとする。(中国)

172. 民間部門および/または公共部門の組織はCDM事業に参加する締約国の承認を得てCDMに参加することができる。第12条に基づく事業活動に民間部門および/または公共部門の組織が参加することは京都議定書に基づく付属書I締約国の約束履行責任に影響を及ぼさない。(ドイツほか)

173. [...] <sup>(5)</sup> (ドイツほか)

---

<sup>(5)</sup> テキストはあとで提供される。

174. 発展途上国においては、民間部門を含むかが緊急の問題である。その他に民間部門の役割を定め、民間部門の参加をもたらす環境を作る対策を策定が必要である。(セネガル)

175. 事業実施組織は以下の職務を履行[implementation]するものとする:

- (a) 事業プロセスの管理・促進
- (b) 事業の仲介[project brokerage]
- (c) C D M参加者間の協力の確立
- (d) 理事会[executive board]への報告
- (e) 後発発展途上国および大部分の脆弱諸国の適応事業の特定・融資

(南アフリカ)

176. これらの組織(事業実施組織)は理事会[executive board]に直属するか、または関係締約国を通じて服属する。(南アフリカ)

177. 法人[legal entities]は他の市場商品と同様にC E Rの取得、バンキング、売却、移転を行うことができる。(南アフリカ)

178. このプロセスにおけるビジネス原則および市場原則の強力な役割に鑑み、C D Mへの民間部門の参加はこのメカニズムの成功にとって不可欠である。事実、政策枠組みおよび手続きが定められたあとは、民間部門が主要な推進力となるべきである。民間部門は以下の役割を果たすものとする:

- (a) 事業の特定、財務、執行代理人
- (b) C E Rの所有者、バンカー、取引者
- (c) 事業執行者(南アフリカ)

179. どのような組織でも上記の役割を果たすことができる。例えば、NGO、C B O(地域社会の組織)なども参加できる。また、先進国と発展途上国双方の民間部門の組織がC D M事業を特定し、そのような事業に融資し、発生したC E R



によって利益を受けることもCDMの長期的成功にとって不可欠である。特に、発展途上国の組織は、必要に応じて将来の利用または売却のためにCERをバンキングできるものとするべきである。(南アフリカ)

180. CDM事業を管理・促進するためにCDM機関を設立しなければならない。必要な場合、既存機関をCDM機関として利用することができる。機関の職務は以下の通りである。すなわち、事業プロセスの管理・促進、事業の仲介[project brokerage]、CDM参加者間の協力の確立、理事会への報告、後発発展途上国および大部分の脆弱諸国における適応事業の特定・融資などである。(南アフリカ)

181. CDM事業の設計・実施には受入れ国の企業が相当数参加しなければならない。(ベネズエラ)

#### G. 運営組織

182. 費用効果性・効率性を確保するために、運営組織[operational entities]は民間部門の組織(例えば、国際会計企業/認証機関[certification bodies])から引き出しができるものとする。複数の運営組織[operational entities]を持つことが有益である。なぜなら、それぞれの組織は個々の地域または事業の種類に応じて専門知識を開発し、それによって事業の成果に対する信頼を高めることができるためである。これらの組織は独立し、分権化すべきであるが、COP/MOPまたは理事会[executive board]が定めた指針の使用を義務づけられるものとする。CDMおよび/または理事会[executive board]の指針を遵守しない運営組織[operational entities]はその認定[accreditation]を失うものとする。(オーストラリアほか)

183. 運営組織[operational entities]の実際の職務は、COP/MOPが採択した指針・規準[criteria]に基づく事業の審査およびCDM事業としての登録である。事業が開始されたあと、運営組織[operational entity]は、事業による排出削減量または除去量が生じて初めてそれらを認証する。また、運営組織[operational entities]はCERを発行できる。さらに、運営組織[operational entities]は理事会[executive board]に活動報告書を提出する。(オーストラリアほか)

184. 運営組織[operational entities]はC O P / M O Pの指導に基づき理事会[executive board]が認定する。運営組織[operational entities]はC D Mの運営に関する規則・指針を遵守しなければならない。理事会[executive board]は運営組織[operational entities]リストを保有し、公表するものとする。(オーストラリアほか)

185. 利害の衝突を避けるために、事業活動を登録および/または認証する運営組織[operational entities]は事業の開発、促進、資金供与[financing]、実施[implementation]に参加できないものとする。(オーストラリアほか)

186. 理事会[executive board]に対する整合のとれた統一報告書を運営組織[operational entities]が作成するためには指針・手続きが必要である。(オーストラリアほか)

187. 運営組織[operational entities]については、地域の開発銀行を関与させるために、そのような銀行の全面的参加を得るための努力が行われなければならない。条約の執行事務局はこれらの金融機関と連携するものとする。(ブルキナファソ)

188. 各C D M事業から発生した排出削減量は、議定書第12条5の規定に照らすことにより、もしくはC O P / M O Pにより採択された方法、規則、手続きに基づいてC O P / M O Pが指定した運営組織[operational entity]によって認証されるものとする。(中国)

189. 運営組織[operational entities]はC O P / M O Pによって指定されるものとし、透明性[transparency]・信頼性を確保するために限られた数でなければならない。(中国)

190. 指定された運営組織[operational entities]は、京都議定書第12条5の規定及び、C O P / M O Pが採択した方法、規則、手続きに基づいて各C D M事業から発生した排出削減量を認証するものとする。さらなる検討が必要である。(中国)

191. 運営組織[operational entities]は事業参加者の請求により第12条に基づく事業活動を検証するものとする。運営組織[operational entities]はあらゆるCDM事業の特定、開発、資金供与[financing]から制度的・経済的に独立し、それらに参加する権利を持たないものとする。

192. 事業活動に参加する公共部門および/または民間部門の組織はすべて以下のパラグラフ197に関連してCDMに参加する権利を有することを証明しなければならない。(ドイツほか)

193. 運営組織[operational entities]は事業参加者の請求により検証された事業活動から発生した排出削減量を認証するものとする。運営組織[operational entities]はあらゆるCDM事業の特定、開発、資金供与[financing]から制度的・経済的に独立し、それらに参加する権利を持たないものとする。(ドイツほか)

194. 運営組織[operational entities]は適切な方法で事業活動の検証[validation]に関する自己の決定を公表するものとする。(ドイツほか)

195. 運営組織[operational entities]は認証[certification]プロセスが完了したらすぐに書面で自己の決定について申請者に通知するものとする。(ドイツほか)

196. 運営組織[operational entities]は適切な方法で排出削減量の認証に関する自己の決定を公表するものとする。(ドイツほか)

197. [...] <sup>(6)</sup> (ドイツほか)

---

<sup>(6)</sup> テキストはあとで提供される。

198. C E R s ・ E R U s の取引は追跡されなければならない。国際商品取引所、中央銀行や他の類似組織は、C E R s ・ E R U s の追跡、仲介、バンキングを行う運営組織[operational entities]として登録されるべきである。(南アフリカ)

199. 運営組織[operational entities] (メカニズム実施機関) はホスト国または関係国際機関の組織であるとする。ホスト国は自国の運営組織[operational entities]を C D M 事務局に登録しなければならない。これらの運営組織[operational entities]は ( a ) 事業実施機関[project implementation agencies]、( b ) 認証機関[certification bodies]、または ( c ) 取引管理機関のいずれかであるものとする。(南アフリカ)

200. 事業実施機関[project implementation agencies]は以下の職務を果たさなければならない:

- ( a ) 事業プロセスの管理・促進
- ( b ) 事業の仲介[project brokerage]
- ( c ) C D M 参加者間の協力の確立
- ( d ) 理事会[executive board]への報告
- ( e ) 後発発展途上国および大部分の脆弱諸国の適応事業の特定・融資 (南アフリカ)

201. これらの組織は理事会[executive board]に直属するか、関係締約国を通じて服属する。(南アフリカ)

202. 排出削減量の認証[certification]は、理事会[executive board]が合意した指針に基づいて認証機関[certification bodies]により行われるものとする。認証機関[certification bodies]はすべて国内または国際認定システムによって認定[accreditation]されなければならない。(南アフリカ)

203. C O P / M O P、認定機関[accreditation bodies]、認証当局[certifying authorities]の間の関係は認証機関[certification bodies]および認定機関[accreditation bodies]の独立を確保するように構成されなければならない。(南アフリカ)

204. 以下の三つの方策を検討すべきである:

- ( a ) 理事会 [executive board] に直属する単一の国際認定機関 [international accreditation body: IAB] について。I A B は各参加国において適切な資格を有する認証当局 [certifying authorities] を認定する責任がある。認証当局が存在する場合、これには国内の認証当局 [certifying authorities] が含まれるが、国際認証当局 [international certifying authorities] をいくつかの国で認定 [accreditation] することもできる。特定国において認定を得る場合、国内または地域の能力が重要な要素となる。このような構成の主要な利点は、参加国全体で一定の標準的認証 [standard of certification] を用意に行うことができる点にある。しかし、このような構成は主権侵害であると考えられる政府もあるものと思われる。
- ( b ) 国内認定機関 [national accreditation bodies] について。この場合、各参加国の国内認定機関 [national accreditation bodies] は当該国の認証当局 [certifying authorities] を認定し、その機関は理事会 [executive board] に直属するか、参加締約国を通じて服属する。これによって主権問題は解決できるが、一方で認証 [certification] プロセスの整合的適用という問題が生じる。実際、これによって補助機関が I A B によって補佐されるという構成を構築することができるが、各国は国内にも認定機関 [accreditation body] を設立することを主張するものと思われる。これによって作業が重複することは明白であり、それに伴って認証 [certification] プロセスのコストが増加する。
- ( c ) 国際的に認められた国内認定機関 [national accreditation bodies] について。理事会 [executive board] が整合性 [consistency] を確保するために国内認定機関 [national accreditation bodies] と承認契約を締結する。この方策によって主権侵害 ( 方策 ( a ) ) または整合性 [consistency] の問題および作業の重複 ( 方策 ( b ) ) に関する問題が減少する。( 南アフリカ )

205. 既存のノウハウと制度を踏まえて、一般的に、C O P / M O P が指定した既存の国内または地域の認定当局 [accreditation authorities] による必要な検証 / 認証 [validations/certifications] を行うために、国内の独立した「運営組織 [operational

entities]」( C D Mについては京都議定書の用語を借用) が認定されなければならない。C D Mの場合、第12条5によると、運営組織[operational entities]はC O P / M O Pによって指定されるが、この「指定」は運営上のボトルネックを回避するために国内/地域の認定当局[accreditation authorities]によって行われるものと思われる。近く開催されるS B S T A / S B Iの会合でこの方法と他に考えられる方法について討議する必要がある。他のメカニズムについては、明示的には定められてはいないものの、上記で提案したように、検証/認証[validations/certifications]が必要な場合、運営組織[operational entities]が必要となるだろう。(スイス)

206. 運営組織[operational entities]は、検証[validation]または認証[certification]のための一連の議定書(または基準)に基づいて検証/認証[validation/certification]を行うために指定された国/地域当局によって認定されなければならない。これらの検証・認証[validation and certification]議定書はC O P / M O Pによって採択されなければならない。排出量取引および共同実施の場合、事務局は運営組織[operational entities]の認証報告書[certification report]に基づいて証明書を実際に発行する業務が付与されるか、または、この業務はC D Mに基づいて理事会[executive board]によって履行されるべきである。(スイス)

## H. 開始

207. C D Mが運営される前に開始された共同実施活動(A I J)事業を含む事業活動による排出削減量または除去量は、2000年以前に遡及して認証することができるが、それは、事業および発生した削減量または除去量が当該C D M規準[applicable CDM criteria]を満たし、そのような事業がC D Mタイプの事業として開発されたとする了解に基づいて、参加締約国によって承認された場合にかぎられるものとする。適格規準[eligibility criteria]についてはさらなる検討が必要である。(オーストラリアほか)

208. 第12条10は第3条に基づく先進締約国の約束の履行[implementation]およびA I J事業の継続に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの問題を検討し、C O P / M O Pによる検討に供するために、これらの悪影響に対処するための勧告を提

案するようS B S T Aに要請すべきである。(中国)

209. 2000年からC D Mの方法・手続きの採択日までの間に排出量を削減させた事業活動は検証され、また、そのような検証された事業活動から生じた排出削減量は認証されるものとするが、それは、事業活動および排出削減量がC D Mによって合意された規則に適合している場合にかぎるものとする。(ドイツほか)

210. C D Mの取組における暫定フェーズ[interim phase]に関する問題を含む第12条10の問題およびパイロットフェーズに基づく共同実施活動における問題について。この問題を支持することはできるが、適格事業が最終的なC D M事業に適用されるのと同じ基準を満たすことができるようにするために、すべての適格事業、とりわけ、そのような事業から生じたC E RまたはE R Uを審査するためのメカニズムを設ける必要がある。これについては検証プロセス[verification process]が適用されるべきである。C D Mの暫定フェーズ/早期実施[early implementation]は支持できるが、事業は審査および検証[verification]後にクレジット受ける資格を持つものとする。ただし、合意された規則が存在する場合にかぎるものとする。(南アフリカ)

211. 2000年に開始されるC D Mに基づくA I J事業の適格性[eligibility]について。一般的に言ってこれらの事業には適格性がない。審査を行い、ホスト国と援助国の双方が承認条件に合意した場合にかぎり、これらの事業は適格性を持つことができる。これらの条件には、発生したC E Rに関する発展途上国への支払いを含めることができるものとする。(南アフリカ)

212. C D Mの規則が発効する前に開始された適格事業に関するクレジット(2000年から開始)について。審査を行い、ホスト国と援助国の双方が承認条件に合意した場合にかぎり、これらの事業は適格性を持つことができる。これらの条件には発生したC E Rに関する発展途上国への支払いを含めることができるものとする。(南アフリカ)

213. 政策担当者が以下を行う場合の参考として担当者に情報を提供するため、気候保護事業を実施するための国際協力の経験を得るべくA I Jパイロットフェーズが開始された：

(a) 気候保護事業の共同実施にクレジットを与えるかどうか決定する。

(b) 共通の方法を策定する（例えば、事業の環境的追加性の決定）。

第一回締約国会議の決定によると、「共同実施活動のパイロットフェーズ中に削減または吸収された温室効果ガスについては締約国にクレジットは発生しないものとする」。しかし、A I Jパイロットフェーズに基づいて実施された事業が以後共同実施またはC D M事業としての資格を有する事になるのかどうかの疑問がある（注意すべきことは、これはパイロットフェーズ中に達成された排出削減量に対して遡及的にクレジットを供与することを意味しないということである）。この問題は京都議定書に基づくメカニズムの作業計画に示されている。（スイス）

214. スイスは、パイロットフェーズに基づくA I Jとして開始された事業が第6条または12条に基づく資格を有する場合に生じる利益および、特に不利益について、他の代表団と話し合いたいと考えている（そのような事業がすべての関係締約国による承認を含め、関連条項のすべての要件を満たし、共同実施またはC D Mの承認が行われた時期からのみクレジットが認められるという条件で）。A I J事業が最終的には共同実施またはC D Mに基づくクレジットを供与されるという見込みがなければ、民間部門は今すぐパイロット事業を実施するインセンティブを持たないことになり、したがって、ホスト国はC D Mおよび/またはおのの共同実施の開始前には非常に限られた経験しか得られないという問題が生じる。京都議定書メカニズムに基づいてA I J事業は適格である旨を明示的に認めることがすべての国にとって最も有益と思われる。なぜなら、A I J事業を実際に排除するための効果的規則を策定することは困難であり、そのようなシステムはすべての適格要件[eligibility requirements]を満たすA I J事業を差別することになるからである。（スイス）

## I. 事業の適格性



215. CDMに基づく事業活動は広範囲にわたるものとする（削減および除去をはじめ、あらゆる種類の事業を含み、6つのガスすべてが対象となる）。ただし、事業が不適格であることが判明した場合はこのかぎりではない。（オーストラリアほか）

216. 本文書の目的のために、認証[certification]とは以下の二段階のプロセスとして定義される：

- (a) 事業は実施[implementation]前に運営組織[operational entity]に登録される。
  - (b) 事業活動が進行中に生じた排出削減量または除去量は定期的に認証される。
- （オーストラリアほか）

217. CDMの設計に事業登録フェーズ[project registration phase]を導入すべきである。事業がホスト国の持続可能な開発目標に適合していること、事業が自主的であること、事業が気候変動の緩和に関する実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な利益をもたらすこと、削減排出量が認証された事業活動がない場合に生ずる量に追加的に生ずるものであることなどを確認するために、事業は承認された運営組織[operational entity]に登録されるものとする。事業の登録によってクレジットの事後計算の根拠が定められるものとする。実際の排出削減量は、そのような削減量が生じたあと初めて運営組織[operational entity]によって認証されるものとする。この登録段階において、事業開発に関する不確定要素の大部分が除去されるものと思われる。（オーストラリアほか）

218. 第12条5に定められた規準[criteria]に加えて、事業は、各関係締約国の承認規準[approval criteria]、特にホスト国の持続可能な開発要件を満たさなければならない。CDM事業のホスト国は自国の持続可能な開発目標の達成と事業との関連を検討する必要がある。ホスト国が事業を承認することを決定した場合、当該事業が自国の持続可能な開発目標に適合していることを決定したものと見なされる。（オーストラリアほか）

219. 事業承認プロセスは国によって異なる。各国が国内の優先順位に基づいて事

業承認の内部メカニズムを決める制度を設けてよいものとする。一部の締約国は、なかでも事業案の審査・承認を含む職務を行うA I Jパイロットフェーズの部局と類似の部局を設立することができる。締約国内のC D M活動に責任を負う機関が連絡部門（例えば、事業承認のための）を設けることは事業に参加する組織にとって非常に有益である。（オーストラリアほか）

220. 排出削減量または除去量を算出する方法はC D Mを成功させる上で不可欠である。事業がC D Mに基づいて登録されるためには、ベースラインを定める必要がある。ベースラインの明細において、発生した排出削減量または除去量が認証事業活動がない場合には生じなかったであろう実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な緩和利益および/または吸収利益をもたらす根拠が提供されなければならない。（オーストラリアほか）

221. 現在まで、ベースラインの検討においては、個別の事業ベースのベースラインと標準ベースラインの二つの方法が検討されてきた。現在、ベースラインに関する検討はいくつかのフォーラムで行われており、そのようなフォーラムはC D Mの方法を設計する場合に有益である。ベースラインに関してA I Jパイロットフェーズで得られた経験も有益である。（オーストラリアほか）

222. 追加性をどのように評価するかということは事業開発者がいずれの方法を利用するかに依存している。個別の事業ベースの方法では、事業開発者は事業の排出量を比較するための基準ケースを定める必要がある。事業の排出量が基準ケース以下の場合、そのような排出量は追加的と見なすことができる。ベースラインを超えて温室効果ガスを発生する活動とベースラインを超えない活動を区別するためには特定種類の事業に関する標準ベースライン、例えば、ベンチマーキング[benchmarking]を定める必要がある。ベンチマークよりも業績の良い活動は自動的に追加的と見なすことができる。取引費用[transaction costs]と報告要件は採用した方法によって異なる可能性がある。（オーストラリアほか）

223. 事業参加者は事業の排出量をモニターすることを義務づけられるものとする。

登録プロセスの一環として、運営組織[operational entities]は事業案の中にモニタリングに関する十分な規定を盛り込む必要がある。運営組織[operational entities]は認証[certification]のために収集データを利用するものとする。(オーストラリアほか)

224. CDM事業は付属書 I 締約国と非付属書 I 締約国の間で自主的に実施されるものとする。参加締約国の政府はCDM事業に対して全般的責任を負うものとする。(中国)

225. CDM活動は事業を通じて実施されるものとし、事業別に実施されるものとする。(中国)

CDM事業は第12条 2、12条 3、12条 5 の規定に沿って実施されるものとする。  
(中国)

226. CDM事業によって発展途上締約国が必要とする先進技術の移転を促進するものとする。(中国)

227. CDM事業活動はCOP/MOPによって採択された方法に関する指針・規準に沿って実施されるものとする。(中国)

228. CDM事業への資金供与は政府開発援助およびGEFの追加であるものとし、また気候変動枠組条約、京都議定書およびその他の関連国際条約や議定書に基づく先進締約国の財政的約束に対する追加であるものとする。さらに、第12条および第3条の関連規定に基づいて、CDM事業に関する資金供与は、事業に参加する先進締約国から発展途上締約国に対して贈与ベース[grant basis]で供与され、CERは排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]の一部を履行するために参加している先進締約国への見返りとしてCDM事業から取得されるものとする。(中国)

229. CDM事業における技術移転[technology transfer]は、気候変動枠組条約に基

づく発展途上締約国への技術移転に関する付属書II締約国の約束に対する追加とする。(中国)

230. 気候変動の緩和に関する実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な利益の規準[criteria]について。この問題は「気候変動の有効性」に関する問題であるため、C D M事業のベースラインと対比した事業レベルで追加の排出削減量を勘案して解決されるべきである。この問題はおそらく時間の経過とともに複雑化が予想されるため、さらなる検討が必要である。(中国)

231. C D M事業のベースラインはC D M事業のベースラインに対比するものとして事業レベルにおける追加的排出量削減を実現する上で無理のない範囲で決定されるものとする。(中国)

232. C D M事業に適用されるのは、部門または国のベースラインではなく、事業別のベースラインのみとする。(中国)

233. 「排出削減量 / 除去量の追加」は重要な問題であり、C D M事業のベースラインに対比するものとして事業レベルにおける追加的排出削減量の実現に照らして対処すべきである。(中国)

234. 検証[validation]は、第12条に基づく特定事業が京都議定書および気候変動枠組条約における共同実施に関する指針に定められた要件を満たしていることを確認するために、事業参加者の請求により運営組織[operational entity]によって実施される義務的評価である。事業はそこから発生した排出削減量が認証される前に検証される。(ドイツほか)

235. 運営組織[operational entities]は事業参加者の請求により第12条に基づく事業を検証するものとする。運営組織[operational entities]はいかなるC D M事業の特定、開発、融資とは制度的かつ経済的に独立し、それに参加する権利を有しないものとする。(ドイツほか)

236. 事業は以下の要件のすべてを満たした場合にのみ検証されるものとする:

- (a) 当該事業が関係締約国の承認を得ている。
- (b) 当該事業に参加している公共部門および / または民間部門はすべて上記パラグラフ197に基づいて共同実施に参加する権利を有することを証明している。
- (c) 事業参加者は ( 今後精緻化される ) ベースラインに関する付属書に基づいて、運営組織[operational entity]にベースラインの数値を提供している。当該事業の環境的追加性はこのベースラインに基づいて算定される。当該事業の排出削減量が実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な数量であること、また、事業によって発生した排出量は当該事業がない場合に生じた排出量より少ないことなどが証明されなければならない。後者の排出量が当該事業のベースラインであり、それはベースラインに関する付属書に定められた指導に基づいて決定される。
- (d) 公的資金が使用された場合、事業参加者は C D M 投資は政府開発援助および G E G の資金の流用でないこと、またはそのような資金と競合しないことを証明した事業活動の資金に関する情報を提供する。
- (e) 事業活動に参加している非付属書 I 締約国は、事業活動により以下のことをどのように行っているか書面で確認する：
  - (i) 当該締約国の優先順位およびニーズに基づく経済的・環境的・社会的状況を考慮し、当該締約国が持続可能な開発を達成することを援助するとともに、持続可能な開発に関する既存の指導を勧告し、環境的・社会的・経済的悪影響を最小限にするよう支援する。
  - (ii) 条約の究極目的に貢献する。
- (f) 事業活動およびその成果が、当該締約国が当事国となっている持続可能な開発に関するすべての関連国際協定に適合している。
- (g) ( 今後精緻化される ) モニタリングに関する付属書の定められた指導に基づいて、事業参加者は事業の正確かつ体系的で、定期的なモニタリングの手続きについて運営組織[operational entity]に情報を提供する。
- (h) 運営組織[operational entities]が適当な方法で事業活動の検証[validation]に関する

る自己の決定を公表する。(ドイツほか)

237. 事業参加者はベースラインに関する付属書に基づいて運営組織[operational entity]にベースラインの数値を提供している。当該事業の環境的追加性はこのベースラインに基づいて算定される。当該事業の排出削減量が実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な数量であること、また、事業によって発生した排出量は当該事業がない場合に生じた排出量より少ないことなどが証明されなければならない。後者の排出量が当該事業のベースラインであり、それはベースラインに関する付属書に定められたガイダンスに基づいて決定される。(ドイツほか)

238. ベースラインの採用の根拠として当該地域に適用される技術タイプの平均値を利用して、ベースライン算定のための地域的差異を考慮することが重要である。(ペルー)

239. CDMおよび共同実施に対する地域的平均値を計算する際には、条約の付属書 締約国を除外する。(ペルー)

240. CO<sub>2</sub>換算量のメートルトンによる削減量を決定するために、地域の平均的排出量は事業技術による排出量と比較しなければならない。(ペルー)

241. 共同実施の場合の排出削減単位(ERU)またはCDMの場合の認証排出削減量(CER)の算出の手続きは以下の通りである:

- (a) 事業の排出量とOECDの平均値の間の差は、必要に応じて、付属書I 締約国のためにERUまたはCERに転換される。
- (b) 投資国に割当てられない控除されたメートルトンによるCO<sub>2</sub>換算量は事業が実施された国の将来のオプション・システムの一部を形成する。

### 仮説的ケース

ペルーにおける発電所の燃料転換

| ラテンアメリカの平均値 | OECD平均値 | CDM/JI事業 | クレジット      |
|-------------|---------|----------|------------|
| 550         | 450     | 400      | 450-400=50 |

控除されるものの、付属書I締約国に割り当てられない100単位は、受入れ国によってバンキングされる。

#### (ペルー)

242. シエラレオネは事業別ベースラインによって裏付けられた国別の国内ベースラインの設定を支持する。我々はこの問題に関する方法についての指針・規準がCOP/MOPによって適用されることを支持する。(シエラレオネ)

243. ホスト国と投資国の双方によって交渉・承認された事業案は、承認のために提出されるものとする。CDM事業要件に適合していることが「認証されている」事業のみが承認される(この認証[certification]は事業の成果の認証[certification]とは別に行われるべきであり、事業の成果の認証[certification]は通常認証慣行[certification practice]に基づいて行われるべきである)。(南アフリカ)

244. 事業が、CDM機関によるテストにより、以下の規準の選択に適合している場合、事業はCDM事業として決定される適格性を有するものとする:

- (a) 持続可能な開発に貢献する。
- (b) ホスト国の開発目標に沿っている。
- (c) 定められたベースラインと対比して排出量が削減・回避[avoidance]される。

(南アフリカ)

245. CDMの適格性[eligibility]に関する事業の評価は、ホスト国の関連組織が行うものとする。(南アフリカ)

246. 承認された事業は登録され、達成された排出削減量 / 回避[avoidance]量は事業の業績の認証[certification]のための出発点として記録する。この案を有効とするには、事業承認手続きに関する指針が必要である。(南アフリカ)

247. 事業案には以下の問題に関する情報が明記されていなければならない:

- (a) 追加性 (事業がない場合と対比した排出削減量および持続可能な開発の促進度)
- (b) 持続可能な開発指標
- (c) ベースライン:国際的に合意された規準が必要である。
- (d) 影響分析
- (e) 国内のステイクホルダーの参加の確認
- (f) ホスト国の国境外の外部コスト
- (g) 国内に十分な能力が存在するか、または、今後開発される旨の確認
- (h) 長期的な気候変動緩和の可能性
- (i) 補足性[supplementarity] (国内的な行動によって達成される、付属書 B 締約国の排出削減目標の達成が当該事業によって補足される程度)
- (j) ベースラインと事業のシナリオ (これには事業認証[project certification]以前の持続可能な開発指標のレベルが含まれる)
- (k) 技術の実現可能性
- (l) 資金供与[financing]が確保された旨の確認 (第12条 6 に基づく援助を要請中の場合は除くが、この場合、そのような要請は含まれる)
- (m) 以下に関するモニタリング議定書:
  - (i) モニタリングの対象
  - (ii) 使用する方法
  - (iii) 報告要件
  - (iv) テスト・測定機器の明細
- (n) 検証・認証[verification and certification]のタイムテーブル (南アフリカ)

248. 事業が、CDM機関によるテストにより、以下の規準[criteria]の選択に適合している場合、CDM事業として決定するための適格性を有するものとする。す



なわち、持続可能な開発への貢献、気候変動の悪影響への適用、ホスト国の開発目標との適合性、定められたベースラインと対比した排出量の削減・回避などである。(南アフリカ)

249. 事業の関係締約国の承認について。必要に応じて、国内のCDM機関、ホスト国政府の民間部門の投資家、適用基金などによる承認が必要である。そのあと、承認された事業は理事会に報告するために事務局に登録される。(南アフリカ)

250. 地域的バランスおよび適応活動への配分の程度を決定するために事業はすべて登録される必要があるものの、事業活動と削減量の認証[certification]について。細かい事業活動については認証[certification]の必要はない。CERの取引の場合と同様に、削減量も規則に基づく認証[certification]が必要である。(南アフリカ)

251. ベースラインの決定は事業認証[project certification]の重要な問題であり、これが困難な問題であることから、ベースラインの決定は別途取り扱うべきである。(南アフリカ)

252. CDMは上記パラグラフ245に示された規準に適合した、事業がない場合には生じない事業に対する障壁を克服することを可能にする環境を作るために利用されるべきである。事業がない場合に予測される排出量として機械的ベースラインを定める必要がある。このためには排出数量化の標準的方法を定める必要があるが、これらは認証[certification]に使用される方法と同じであるものとする。既存の方法を基準として利用すべきである。(南アフリカ)

253. ベースラインは国別報告書に基づいて国内レベルで定められるべきであり、そのあと、事業別に定める必要がある。ベースラインの方法は簡単かつ機械的な方法でなければならない。事業の明細において環境的追加性が明記されなければならないが、そのような追加性は持続可能な開発の問題において検討すべきものと思われる。(南アフリカ)

254. ベースラインの決定に基づく排出削減量 / 除去量の追加性の決定について。事業が行われない場合の排出量は、定められたベースラインと対比して当該事業の排出量から差し引くものとする。事業がC D M事業として承認された場合、追加性は基本数値[default]として適用される。(南アフリカ)

255. C D Mおよび共同実施事業により、具体的かつ検証可能で、認証可能なG H Gの削減、回避[avoidance]、吸収がもたらされなければならない。付属書I締約国は現行事業をC D Mまたは共同実施事業に転換してはならない。排出量取引から生じた資金は、受入れ国によって地球の環境利益を守るためにG H G排出量を緩和するために使用されるものとする。(ウガンダ)

256. C D Mは事業毎に実施され、受入れ国の開発に対する制約となる部門別または国内のベースラインと対比して実施するものでない。(ベネズエラ)

257. 本メカニズムに基づく事業が受入れ国にとって開発メカニズムに負担を課すものであってはならず、または、長期的な環境負債をもたらすものであってはならない。(ベネズエラ)

258. C D Mに基づく事業に関する事前調査として、事業の長期的な経済的・社会的影響の見積り、および、そのコストの見積り、他の方法によって達成可能な量と比較した排出削減量の増加の見積り、投資締約国および投資受入れ国が負担する責任の決定などを行う。(ベネズエラ)

#### J. 持続可能な開発への貢献

259. 第12条5に定められた規準に加えて、事業は、各関係締約国の承認規準[approval criteria]、とりわけホスト国の持続可能な開発要件を満たさなければならない。C D M事業のホスト国は、自国の持続可能な開発目標の達成と事業との関連を検討する必要がある。ホスト国が事業を承認することを決定した場合、当該事業が自国の持続可能な開発目標に適合していることを決定したものと見なされる。(オーストラリアほか)

260. 事業の検討・資金供与[financing]を促進するために、理事会[executive board]は発展途上国が利用するための簡単な事業の概要説明[project-presentation]の枠組みを作成すべきである。すべての締約国に同じ機会を与えるために、この枠組みは、地球環境基金の枠組みとは異なり、国連のすべての公用言語で同時に公表される。各国を発展途上国、後発発展途上国、小島嶼国、脆弱国に分類する規準[criteria]及び、以下で提案された持続可能かつ人間的な開発指標の規準[criteria]を検討すべきである。さらに、発展途上国は、脆弱性を評価する公式モデルの選択や、選択規準として役立つ結論を評価するための公式モデルの選択に対し、2～3年間の過渡期を認めるべきである（サヘル（Sahel）の場合のように、まだすべての国が脆弱性評価のためのデジタル・モデルまたは数学的モデルを持っているわけではない）。（ブルキナファソ）

261. 持続可能かつ人間的な開発指標は以下の通りである：

- (a) 識字率
- (b) あらゆる教育レベルにおける登録率
- (c) 出生時における平均余命
- (d) 一人当たりGDP（ブルキナファソ）

262. 持続可能かつ人間的な開発の戦略または計画を策定する場合、各国が検討すべき優先分野は以下の通りである：

- (a) 貧困の軽減
- (b) 食糧安全保障
- (c) エネルギー安全保障
- (d) 雇用の創出
- (e) 統治能力[governance]
- (f) 健康、訓練、教育
- (g) 環境
- (h) 研究開発（ブルキナファソ）

263. アフリカは気候変動に対して非常に脆弱な地域であるとI P C Cによって認められているため、利用可能な資金の40%を適格性を有するアフリカ諸国に配分することを提案する。(ブルキナファソ)

264. C D M事業によって発展途上締約国の持続可能な開発が促進されるかどうかは、他の締約国または国際機関に依存しているのではなく、発展途上国自体に依存している。(中国)

265. 事業活動に参加する非付属書I締約国は、持続可能な開発に関する既存の指導を勘案し、当該締約国の優先順位およびニーズに基づく経済的・環境的・社会的状況を考慮し、環境的・社会的・経済的悪影響を最小限にする必要性を考慮に入れて、事業活動によって当該締約国が持続可能な開発を達成するのをどのように援助するか書面で確認する。(ドイツほか)

266. 事業活動およびその成果は、当該締約国が当事国となっている持続可能な開発に関するすべての国際協定に適合しているものとする。(ドイツほか)

267. C D Mは国内の環境・開発目標に基づいて発展途上国に利益を提供するメカニズムであり、事業は海外開発援助に追加されるべきものであるという一般的認識が必要である。C D Mの方式は事業毎である。利用されるクリーン技術は最新技術でなければならない。C D Mは技術・資金の移転[transfer of technology and financial resources]に関する気候変動枠組条約の他の条項も包含していると考えべきではない。(インド)

268. 第12条に定められた持続可能な開発という用語は具体的に定義されなければならない。特に持続可能な開発は、技術、経済、環境、市場などの実現可能性と関連している。最終的にはホスト国が事業を持続可能かどうか決定しなければならない。(シエラレオネ)

269. C D Mを通じて発展途上国における持続可能な開発と適応計画を促進し、先

進国の排出目標の遵守を達成するという約束の履行という点について、CDMのさらなる検討が必要である。(南アフリカ)

270. 南アフリカを含む多くの発展途上国における持続可能な開発の主要な目的は貧困を撲滅し、基本的な人間的ニーズを満たすことにある。(南アフリカ)

271. 持続可能な開発の目的を達成するために、他の多国間または二国間資金供与メカニズムを強化し、多くの発展途上国、とりわけアフリカの発展途上国に存在する対外債務の罠に落ち込まないように、CDMのさらなる検討が必要である。(南アフリカ)

272. 各先進国および各発展途上国は自国の国別報告書に持続可能性戦略を明記しなければならない。CDM事業はこの戦略に基づいているか、または、持続可能な開発に関する基準を定めなければならない。どちらの場合も、持続可能性については全体的な観点に立って検討する必要がある。短期的には持続可能でない対策でも活動、部門、国を持続可能性の軌道に乗せることができる。(南アフリカ)

273. 持続可能な開発に関する規準[criteria]について。この規準[criteria]は国によって異なるため、国別に定められなければならない。国が当該事業を持続可能性に貢献するとして受け入れれば、それで十分である。(南アフリカ)

274. 関係締約国による持続可能な開発の承認について。この承認はホスト政府が決定する。COP/MOPの監督の役割はここでは必要ない。なぜなら、各国は自国の持続可能性の問題を一番よく知っているためである。(南アフリカ)

275. 京都議定書のすべてのメカニズムの中で、非付属書I締約国への援助を対象としているのはCDMだけである。CDMに関する交渉の結果として作成された文書により、気候変動枠組条約の最終目的の達成とこれらすべての締約国の持続可能な開発の達成を促進すべきである。これら締約国のそれぞれが持っている認証排出削減量の可能性は限られているため、発展途上国は、上記の国の持続可能

な開発に倣って、CDM事業の実現の中で最も重要な分野を選択すべきである。事業の予備的作業の要素の一つとして、専門家は事業の実現の迅速性およびCER単位の最適利用に関する勧告について評価しなければならない。(ウズベキスタン)

276. まず第一に、CDM事業は受入れ国の持続可能な開発に貢献するものでなければならない。単に排出削減を行うだけのものであってはならない。主権を自由に行使においては、事業が自国の持続可能な開発に貢献するか否か、また、事業が自国の開発優先順位に沿っているか否か決定できるのは受入れ国だけである。(ベネズエラ)

## K. 吸収

277. 第3条3および3条4の方法論に関する作業の成果について。この問題は複雑な問題であるため、さらなる検討が必要である。(中国)

278. 排出削減量[emissions reductions]、排出回避量[emissions avoidance]、排出吸収量[emissions sequestration]（または取込量）などの間には重要な定性的差異がある。我々が特に懸念していることは、温室効果ガス排出量の吸収は地質学上の時間的枠組みにおいては保証できないということである。我々の認識では、例えば、森林による排出量の取込みの計算については大きな不確定要素がある。CDM事業による高品質のCER単位の発行を保証するためには、CDMにおける吸収事業は認められるべきではない。(シエラレオネ)

279. 土地利用、森林業、吸収源の問題を明確にし、そのような問題をCDMの指針・手続きに盛り込む必要がある。吸収源の数量化において厳しい方法を採用し、またそれぞれの数量化について期限が定められていることを条件に、吸収源を含めることを支持する。これらの方法においても、火災のような自然災害のあとで生じる状況を検討しなければならない。なぜなら、そのような災害のあと、突然、「吸収」国が6ヵ月後に付属書B締約国が通常排出するよりも大量に排出を始めるという可能性があるからである。(南アフリカ)

280. 吸収源は、厳格な数量化の方法が確定されることを条件に、含めることができるものとする。(南アフリカ)

## L. 技術移転

281. CDM事業における技術移転は条約に基づく発展途上締約国への技術移転に関する付属書 締約国の約束に対し追加されるべきものとする。(中国)

282. 将来のGHGの削減において、(すべての締約国の)民間部門の間で資金・技術を移転する上でメカニズムは一定の役割を果たす。(モーリシャス)

283. クリーン技術および緩和・適応の範囲に関する情報は広範囲に普及されなければならない。その点における具体的な課題を明らかにするために、クリーン技術の移転を改善するための締約国の能力を強化する活動を優先しなければならない。そのため、最適かつ効率的な実施[implementation]により適合した技術移転メカニズムを設けるべきである。(セネガル)

284. CDMによって最新技術の移転を奨励・促進すべきである。CDMに基づく技術移転[transfer of technology]は、条約の技術移転[transfer of technology]の規定に対し追加的であるものとする。(シエラレオネ)

285. 技術移転は持続可能な開発の不可欠の一部であると考えられる。科学的・技術的情報の入手可能性および環境上健全な技術のアクセスは、持続可能な開発にとって不可欠の要件である。環境上健全な技術のアクセスや移転はCDMによって促進しなければならないと同時に、知的所有権の保護の必要性を認識しなければならない。環境上健全な技術の大部分は民間部門によって開発・保有されているため、CDMへの民間部門の参加が促進されなければならない。(南アフリカ)

286. 公共部門と民間部門が保有している技術の移転に関する現在の制約条件を克服するメカニズムを検討すべきである。(南アフリカ)

287. 発展途上国がCDM事業を選択する際に実質的に援助するためには、附属書I締約国の技術案を預託する銀行を創設する必要がある。また、CDM事業の実現化、排出削減量の認証手続き、排出削減量の販売、CER単価の見積りのあり方を検討するために、発展途上国に対し地域訓練ワークショップを開催することが必要である。(ウズベキスタン)

288. 我々の考えでは、技術移転の問題を扱った文書において、このメカニズムに関する技術開発・移転の条件やあり方、潜在的、実態的な生態的利益の強化を図ることが必要である。(ウズベキスタン)



## M. 事業の資金供与[financing]

289. 純粋な市場ベースの手法によって多くの場合取り残される締約国への参加・投資を誘引するために、追加のインセンティブを設ける必要がある。(A O S I S)

290. 事業の開発・融資にはいくつかの方法がある。締約国(複数を含む)および/その法人(複数を含む)が適用規準[*criteria*]をすべて満たした場合もしくは、C D M活動による認証排出削減量が第12条8に基づいて収益の一部[*share of proceeds*]に当てられた場合にかぎり、事業を実施することができるものとする。認証排出削減量は契約の条件に基づいて事業参加者の間に配分される。事業は民間部門および/または公共部門の投資・融資によって資金供与[*financing*]され、また必要な場合、投資フォリオを作るために複数の小規模事業を一つにまとめることによって融資を受ける。これらのポートフォリオは必要な専門知識を有する民間部門の組織によって管理される。できるだけ広範囲な参加を可能にする強力なシステムを確保するために、これらの方策やその他の方策を検討すべきである。  
(オーストラリアほか)

291. 認証された事業活動の資金配分における援助が必要になれば、準備は以下によって行われる。すなわち、世界中の事業チャンスをリストアップし、資金に関する情報を提供し、事業と潜在的な投資家を結び付け、事業の開発・融資を行うための様々な方法に関する情報を提供する。(オーストラリアほか)

292. C D M事業への資金供与は、政府開発援助、G E F、気候変動枠組条約、京都議定書およびその他の関連国際条約や議定書に基づく先進締約国の財政的約束に対して追加されるべきものとする。さらに、第12条および第3条の関連措置に基づいて、C D M事業への資金は事業に参加する先進締約国から贈与ベース(*grant basis*)で事業に参加する発展途上締約国に供与され、C E R sは排出の抑制および削減に関する数量化された約束[*quantified emission limitation and reduction commitments*]の一部を履行するために、参加先進締約国への見返りと

してC D M事業から取得されるものとする。(中国)

293. 特定数のC D M事業は後発発展途上国の特別なニーズを満たすために当該途上国で実施するものとする。この問題は気候変動枠組条約第4条8および4条9の履行とともに解決するだろう。(中国)

294. C D Mの構成・機能はC D M事業の地域的配分、衡平性[equity]、効率性、持続可能な開発などを確保するに足りる確立された多国間体制、取引交換所[clearing-house]、基金などの形態を取るべきである。C D Mの構成(基金/取引交換所)の中に民間・公共の投資基金をあわせるものとする。C D Mの構成は必ずしもG E Fの形に従う必要はなく、または世界銀行の範疇に入れる必要はない。取引交換所は調整的な業務を行う機関とすべきである。取引交換所の業務に従事する施設/機関は、国内レベル、サブ地域レベル、地域レベルの既存施設/組織を利用することを検討すべきである。C D Mの構成は以下を促進するのに役立つものでなければならない:

- (a) 事業およびステイクホルダーやその他の関係者の選択・審査
- (b) 資金の流通・利用
- (c) 広報
- (d) C D Mの方針の討議・策定に向けたフォーラムの準備および関係組織とのネットワーキング
- (e) C D M計画の策定
- (f) 情報/連絡機関 (ガンビア)

295. グルジアは、発展途上国および経済移行国に対する資金援助と引換えに厳しい課税政策を実施することをそれら諸国に強く求めている国際組織・基金に対して、以下のようなことを要求する。それは、そのような諸国がクリーン開発メカニズムに基づいて実現される事業や、C D Mを促進し国内外の民間部門の参加をうながす技術移転プロセスにおいて、より柔軟な課税政策を用いることを認めるということである。(グルジア)

296. グルジアは、付属書 締約国の政府（立法機関）に対し、C D Mを促進し、このメカニズムと技術移転に自国の民間部門の参加を促進できるよう、課税に関する法律・規制措置に適切な変更及び改訂を加えることを要請する。（**グルジア**）

297. 公的資金が使用された場合、事業参加者はC D M投資が政府開発援助およびG E Gの資金の流用でないこと、また、そのような資金と競合しないことを証明した事業活動に使用される資金に関する情報を提供する。

298. C D Mの資金は、既存の海外開発援助およびG E Fによる資金の追加として供与されるべきである。これを保証するために、国別報告書と報告システムを結び付け、追加性を測定することを可能にする。受入れ国と援助国は、技術・財政援助に関する現行の報告よりも詳細なフォーマットで報告する必要がある。そのためには、追加性を測定できる方法に関するシステムを策定し、C O P / M O Pによって決定されるべきである。（**シレラレオネ**）

299. 外国投資を誘引することが困難な後発発展途上国に特定数の事業の実施を確保する必要がある。（**シレラレオネ**）

300. C D M事業に関する資金供与は既存の海外開発援助の追加であるものとする。しかし、注意すべきことは、C D Mの資金供与の大部分は、着手資金とは別に、F D Iとして出資されるべきである。したがって、資金供与に適用される追加性の問題は重要ではない。着手資金は海外開発援助またはG E Fから出資することができる。（**南アフリカ**）

301. 公的資金と民間資金の間になんらかの区別をつけるべきか？ 区別は必要ではなく、そのような区別は民間部門の意欲を損なう可能性がある。（**南アフリカ**）

302. 認証された事業活動の資金を準備するための規準[*criteria*]と手続きについて。排出削減を目的とした事業活動はコスト要素に基づいて運営される必要がある。当該事業が費用効果的であれば、そのような事業はコスト要素に基づいて運

営されていると見なすことができる。したがって、そのような事業はF D Iによって融資された事業となる。(南アフリカ)

303. 多くの機関を設立すべきであり、また、これらの機関が事業収益から自己の事業資金を賄うべきであるが、着手資金は例えばG E Fが出資する必要がある。各発展途上国にC D M機関が設立されることが望ましいが、地域機関を設立することはより適切である。機関はすべて運営組織[operational entities]としてC O P / M O Pに登録される。C D M機関が設立されたあと、その実現可能性、つまりC D Mの実現可能性はビジネス原則により決定され、その原則に基づいて運営されなければならない。一般的に、C D Mは市場の力、特にC E R sに付加された価値および定められた排出削減量目標に基づいて運営されるものとする。その目標が意欲的であればあるほど、C E R sの価値、特に長期的価値は高まり、C D Mの成功の可能性は大きくなる。(南アフリカ)

304. C D Mは気候変動の悪影響に最も脆弱な諸国のニーズと同様に、後発発展途上国のニーズにも対処しなければならない。地域によってこれらのニーズが異なる可能性があるが、一般的に、そのニーズは同じである。とりわけ、C D Mは適応事業と同様に、国内の能力の向上に対処する必要がある。能力の向上においては、メカニズムへのすべての国の衡平なアクセスを確保する方法でC D M事業の決定、構成、実施を行うための能力の向上に力を入れる必要がある。適用する事業は以下の分野における長期的な持続可能性の確保に力を入れる必要がある。すなわち、食糧安全保障、エネルギー安全保障、災害に対する対応、水の安全保障、洪水防止、ならびに、気候変動に伴う変化に対応してより強力となるように、インフラに余裕のある強度をもたせるための開発・強化などである。(南アフリカ)

305. C D Mは基金と同様に多国間、二国間の機関など様々な形で運営されるものとする。C D Mの形態には係わりなく、クレジットの信頼性・質を確保するために、必要に応じて、他の柔軟性措置にも同じ規則、手続き、原則が適用されなければならない。(ウガンダ)

306. C D M資金のフローは海外開発援助およびG E Fの資金に対する追加であるものとする。三つの柔軟性措置のいずれかに参加する付属書I締約国は、自国の海外開発援助が、柔軟性措置のいずれかに参加した結果として減少しないことを確認するための具体的な情報を提供しなければならない。(ウガンダ)

307. C D M事業の資金供与[financing]のために利用可能な資金は新たに追加する資金とし、既存資金の更新または資金間の移動ではなく、開発援助とは異なるものとする。(ベネズエラ)

308. C D M事業により、受入れ国における排出削減の長期的なコストが増加しないものとする。(ベネズエラ)

#### N.事業のモニタリング

309. 事業参加者は事業からの排出量を監視することを義務づけられる。登録プロセスの一環として、運営組織[operational entities]は事業のモニタリングに関する十分な措置を盛り込むものとする。運営組織[operational entities]は認証について収集データを利用するものとする。(オーストラリアほか)

310. 事業参加者は、事業のモニタリングに関する付属書に定められた指導に沿って、事業の正確かつ体系的で、定期的な事業のモニタリングの手続きについて運営組織[operational entity]に情報を提供する。(ドイツほか)

311. 事業のモニタリングに関する議定書で合意された方法を使用し、実際の排出量の達成を確保し、事業案に定められた持続可能性の規準[criteria]の達成を確保するために、事業は定期的に監視される。(南アフリカ)

312. 事業のモニタリングに関する議定書の指針はC O P / M O Pによって合意・採択されなければならない。(南アフリカ)

#### O. 認証排出削減量の定義(C E R)

313. 認証排出削減量は二酸化炭素相当量の1メートルトンの換算単位で発行されるものとする(決定2/CP.3によって定められた地球温暖化係数を用いるか、もしくは議定書第5条に基づく以後の改定に基づいて計算される)。C E R sの追跡を簡素化するために、シリアル番号をつけるものとする。この番号にはホスト国、事業、発行年度、認証機関などの情報が含まれる。(オーストラリアほか)

314. 第3条12により、第12条の規定に基づいてある締約国が別の締約国から取得した[acquire from]認証排出削減量は取得を行う締約国[acquiring Party]の割当量[assigned amount]に加えられるものとする。(ドイツほか)

#### P. 検証

315. 取引参加者は割当量または相殺量が割当量[assigned amount]に加えられるか減ぜられる前にそのような割当量または相殺量が真正であることを証明できなければならない。(A O S I S)

316. A O S I Sの考えでは、メカニズムの効果的運営と、報告、事業のモニタリング、検証[verification]に関する議定書に基づく手続きは相互に分かちがたく関連していなければならない。ある締約国において発生した排出削減単位が別の締約国の部分割当量に対して相殺される前に、検証[verification]、報告、説明責任[accountability]に関する第4条、6条、12条、17条に基づいて採択される規則において、双方の締約国が実施する法的メカニズムが有効であることを証明する根拠を定めなければならない。(A O S I S)

317. 検証[verification]、報告、不履行[non-compliance]に関する規則及び、説明責任[accountability]は、国内レベルで参加国間で調整されるか、または同じような「効力」を有する地域的もしくは国際的規則の介入が必要である。さらに、二国以上の締約国の間の取決めによって関連する部分割当量を共同で達成できるようにすることは、すべての締約国の共通のグローバルな利益であり、議定書は検証[verification]、報告、説明責任[accountability]を確保するために多国間の監督について定める必要がある。(A O S I S)

318. 第12条7は「事業活動の独立した監査・検証 [verification and auditing]」を求めている。監査・検証 [auditing and verification]の方法を策定する場合に念頭に置いておかなければならないことは、監査頻度がCDMの費用効果性に直接影響を及ぼすということである。また、すべての事業がCDMの環境目的を確保するために継続的に監査される必要があるか明確でない。監査・検証 [auditing and verification]の範囲、詳細さの程度、頻度を定めるために、明確な定義と要件を特定しなければならない。可能な方策として定期的監査または無作為監査を含めるべきである。(オーストラリアほか)

319. 第12条7の定めによると、COP/MOPは「事業活動の独立した監査・検証 [auditing and verification]により透明性 [transparency]、効率性、説明責任 [accountability]を確保するために方法及び手続きを定めなければならない」。独立した監査 [auditing]はメカニズムの環境上の信頼性を確保する上で不可欠の役割を果たす。(オーストラリアほか)

320. 透明性 [transparency]、効率性、説明責任 [accountability]を確保するために、方法・手続きを含め、CDM事業活動の独立した監査・検証 [auditing and verification]のシステムは第一回COP/MOP会議で定める必要がある。(中国)

321. 定められたシステムは認証・検証 [certification and verification]の基準として利用されるものとする。(南アフリカ)

322. 定義:

- (a) 認定 [accreditation]: 衡平な機関であり、定められた活動を行うのに適することを責任ある当局が承認すること。
- (b) 認証 [certification]: プロセスまたは手続きが前もって定められた基準に適合していることの認定を受けた独立機関が証明する承認行為。
- (c) 検証 [verification]: 成果が達成されたこと、または特定要件が満たされ

たことを客観的証拠の検討・提供により確認すること。

(d) 事業のモニタリング：定められたパラメーターの体系的監視・測定（南アフリカ）

323. 認証機関（第三者）は事業のモニタリング議定書に基づいて事業の業績を検証しなければならない。実際の実施[implementation]に際してはCDM事業に関する第12条7の規定に基づいて作成・採択される検証議定書[verification protocol]が必要である。（南アフリカ）

324. 認定された認証当局は第12条7の規定に基づいて使用のために作成・採択される認証議定書に基づいて検証された業績を認証するものとする。（南アフリカ）

325. そのあと、削減または回避された排出量の達成を明示した証明書が発行される。（南アフリカ）

326. 事業によって達成された認証排出削減量または認証回避量[certified emission reductions or avoidance]は認証排出削減量(CERs)に転換され、そのようなCERsは割当量[assigned amount]と代替可能(交換可能)であり、したがって、割当量[assigned amount]と同じように遵守の達成に使用され、バンキングされ、取引されるものとする。（南アフリカ）

327. 事業活動の独立した監査・検証[auditing and verification]のシステムについて。監査・検証[auditing and verification]に関する国際的に認められた現行の方法を適用すべきである。（南アフリカ）

328. スイスの考えでは、京都議定書に基づく三つのメカニズムのそれぞれについて、独立した検証/認証[validation/certification]を行う必要がある。（スイス）

329. 事業の適格規準を満たし、合意された基準に適合したベースラインを持つよ



うにするために、第6条に基づいて、各事業は検証されなければならない。事業によって発生した排出削減量は、そのような削減量が発生したあと認証されなければならない。一般的に、同じ基本的検証/認証[validation/certification]要件が第12条にも定められている。(スイス)

330. A O S I Sは以下を繰り返し強調してきた。すなわち、議定書メカニズムに関して策定された方法、規則、指針の目的は、その第一の目的として、付属書Bに定められた包括的な排出削減義務が損なわれないようにすることにある。このためには議定書メカニズムによって交換可能な、部分割当量[parts of assigned amount]、排出削減単位、認証排出削減量などの質の有効な等価性を確保するための規則を定めなければならない。(A O S I S)

331. A O S I Sの考えでは、京都議定書で合意された約束の環境保全上の効果を維持するためには、締約国は関連の排出削減量が基準および調整された規準[criteria]に適合している場合にのみ割当量の部分[parts of assigned amount]を交換できるものとすべきである。この制度に持ち込まれるP A A、C E R、E R Uは排出量の価値、日付、排出国などによって明確にされなければならない。取引される回避量または相殺量の価値は、そのような回避量または相殺量の発行者が提示した排出削減量が真正であることを証明する発行者の能力に依存すべきである。(A O S I S)

332. 運営組織[operational entities]は、削減量または除去量が実際に発生したあと、定期的に、例えば、毎年、排出削減量を認証すべきである。しかし、C E R sをどのように発行するか第12条では不明確である。運営組織[operational entities]は排出削減量が発生した後、そのような排出削減量を認証するので、そのような運営組織[operational entities]にC E R sを発行させるのが有益である。この場合、C E RにはC E Rの発行者名を明示すべきである。理事会[executive board]に対する運営組織[operational entities]の整合性ある統一報告書の作成について指針・手続きを定める必要がある。(オーストラリアほか)

333. 認証排出削減量は二酸化炭素換算量の1メートルトンの標準単位で発行されるものとする(決定2/CP.3によって定められた地球温暖化係数を使って計算され、または、議定書第5条に基づく以後の改定に基づいて計算される)。C E R sの追跡を簡略化するために、シリアル番号をつけるものとする。この番号にはホスト国、事業、発行年度、認証機関などの情報が含まれる。(オーストラリアほか)

334. 京都議定書の三つのメカニズムの間の相互性の概念はまったく受け入れられない。(中国)

335. 認証[certification]は、検証された事業から発生した追加の、実質的、測定可能かつ長期的な排出削減量を事業参加者の請求に基づいて独立した運営組織[operational entity]が評価する義務的評価である。認証プロセスはこれらの排出削減量の証明書の発行をもって終了する。(ドイツほか)

336. 運営組織[operational entities]は、事業参加者の請求に基づいて、検証された事業から生じた排出削減量を認証するものとする。運営組織[operational entities]は、C D M事業の特定、開発、資金供与[financing]とは制度的かつ経済的に独立し、そのような特定、開発、融資に参加する権利を持ってないものとする。(ドイツほか)

337. 事業活動から生じた追加の排出削減量は、上記パラグラフ236(c)に基づいて定められたベースラインにより算出されるものとする。そのような削減量は、発生したあと、以下の場合にのみ認証される:

- (a) 事業参加者が特定期間中に事業活動から生じた排出削減量の認証を申請した場合
- (b) 事業活動が終了し、さらにそのあと上記パラグラフ235-237 に基づく要件を満たし続けている場合
- (c) すべての関係締約国が上記パラグラフ154-155 に基づいてC D Mに参加する権利を有している場合
- (d) 申請者が以下を証明する必要なモニターしたデータを提出した場合:

- (i) 事業活動によって、事業活動がない場合に生じた筈の排出削減量に追加される排出削減量がもたらされた場合
- (ii) これらの排出削減量が実質的な、測定可能な、長期的なものである場合 (ドイツほか)

338. 発行された証明書には以下の情報およびデータが示されているものとする:

- (a) 関係締約国を含む事業活動および事業参加者
- (b) 事業活動から発生した排出削減単位の数およびそのシリアル番号 (ドイツほか)

339. 排出削減量は排出削減単位で表記されるものとする。1 認証排出削減単位は決定2/CP.3または第5条3に基づいて以後に行われた改訂に基づいて定められた地球温暖化係数を使って計算されるCO<sub>2</sub> 相当の1メートルトンに等しいものとする。(ドイツほか)

340. 各認証排出削減単位は事業活動、発行締約国、認証年度、認証運営組織 [certifying operational entity]などを示す一意のシリアル番号を有するものとする。(ドイツほか)

341. 運営組織 [operational entities]は、認証プロセスが完了したあと直ちに、自己の決定について申請者に書面で通知するものとする。(ドイツほか)

342. 運営組織 [operational entities]は適当な方法で排出削減量の認証に関する自己の決定を公表しなければならない。(ドイツほか)

343. すべてのガスが含まれ、地球温暖化係数として換算されたCO<sub>2</sub> として計算されなければならない。ガスの一部に関して存在する排出量データの不確定要素はIPCCが発行した指針に基づいて処理するものとする。(南アフリカ)

344. CERsは、時間の関数として、事業の特定ベースラインに基づいて達成さ

れた検証排出削減量として定義される。また、C E Rには、例えば、yyy 年間において年間 xxxトンのC O2 相当量 / aaa 年間において zzzトンのC O2 相当量というように、ある期間にわたる可変排出削減量を含むものとする。(南アフリカ)

345. C E R sはC D M事業からのみ発生する。C E R sは排出削減単位と同じように扱われる必要がある。組織または個人が京都議定書に基づいて定められた目標など、排出削減目標に基づいてC E Rを申請する場合にはC E RはE R Uとなるべきである。(南アフリカ)

346. 上記パラグラフ245に定められた要件に適合する事業はC D M事業として定義される。認証が求められる場合の規準[*criteria*]は定量的かつ定性的基準である。認証においては事業が上記パラグラフ245 に定められた規準[*criteria*]を満たしているか否か判定されなければならない(定性的、すなわちイエスまたはノー)。そのあと、達成された排出削減は数量化されなければならない。この数量化においては、期間だけではなく、年間数量が、例えば、yyy 年度における1年当たりのC O2 相当量 xxxトンというように含まれなければならない。この認証はできるだけ簡潔でなければならないが、排出削減の数量化および期間は極めて厳格でなければならない。認証においては絶対削減量だけではなく増加削減量も考慮に入れなければならない。(南アフリカ)

347. C E R sとE R U sの取引は双方ともメカニズム、できれば、各政府が認めるC D M機関、国内の中央銀行その他の機関によって追跡される必要がある。(南アフリカ)

348. C E RとE R Uの尺度は等価でなければならない。メカニズム間の互換性は、境界条件を超えないかぎり、支持される。メカニズム間の交換規準[*criteria*]を定めなければならない。(南アフリカ)

349. 6つのガスすべてが含まれるべきであり、その際C E R sはC O2換算

量として決定される。I P C Cは、使用する定数を決める場合、慎重に決定しなければならない。(南アフリカ)

#### R. 登録簿

350. 発行された証明書には事業活動および参加締約国を含めた事業参加者に関する情報とデータ、つまり事業活動から発生した排出削減単位の数およびそのシリアル番号などを示すものとする。(ドイツほか)

351. 国際商品取引所、中央銀行その他類似組織はE R U s ・ C E R sの追跡、仲介、バンキングを行う運営組織[operational entities]として登録されるものとする。(南アフリカ)

352. いかなる法人も、他の販売可能な商品と同様にC E R sの取得、バンキング、売却、移転を行うことができるものとする。(南アフリカ)

353. 特定時期に誰が有効なC E R sを保有しているか決定するためのメカニズムを設けるべきであり、それにより、メカニズムの成果を追跡し、京都議定書に基づく目標などを遵守しているか決定するものとする。この組織は国内の中央銀行または類似の機関とする。(南アフリカ)

354. 一部の追跡メカニズムはE R U s ・ C E R sの継続的有効性を追跡することを求められる。このメカニズムは事業の影響を追跡し、C O P / M O Pに報告するために利用される。(南アフリカ)

355. 特定時期に誰が有効なC E R sを保有しているか決定するためのメカニズムを設けるべきであり、それにより、メカニズムの成果を追跡し、京都議定書に基づく目標を遵守しているか決定するものとする。商品の取引およびバンキングに関する既存の制度的メカニズムは、C E R s ・ E R U sの発生、取引・バンキングの追跡の根拠として調査されるものとする。発展途上国にとっては、これは通常C D Mにのみ適用されるが、先進国も第6条および17条に基づいて発生するE

R U s を含める必要がある。(南アフリカ)

356. 国際商品取引所、中央銀行その他類似組織は E R U s ・ C E R s の追跡、仲介、バンキングを行う運営組織[operational entities]として登録されなければならない。認証機関は C O P / M O P が採択した指針に従って検証、認証、監査[verification, certification and auditing]の職務を遂行する運営組織[operational entities]として登録されなければならない。(南アフリカ)

#### S. A I J パイロットフェーズとの関係

357. A I J パイロットフェーズおよび類似の「メカニズム」の国内利用による経験の示すところでは、排出削減量を受け入れまたは移転することを希望する国では、排出量の事業のモニタリング、報告、検証のための高度な方法が必要である。(A O S I S)

358. C D M に基づく事業活動は広範囲にわたる必要がある(削減・除去を含むあらゆる種類の事業を含み、6つのガスすべてを対象とする)。ただし、当該事業が不適格であることが判明した場合はこのかぎりではない。C D M が運営される前に開始された共同実施活動(A I J)事業を含む事業活動による排出削減量または除去量は、2000年以降から遡及して認証することができるが、それは、事業および発生した削減量または除去量が当該C D M 規準[criteria]を満たし、そのような事業がC D M タイプの事業として開発された旨の了解に基づいて参加締約国によって承認された場合にかぎるものとする。適格規準についてはさらなる検討が必要である。(オーストラリアほか)

359. ベースラインに関してA I J パイロットフェーズから得られた経験は有益である。(オーストラリアほか)

360. 第12条10は第3条に基づく先進締約国の約束の履行[implementation]およびA I J 事業の継続に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの問題を検討し、C O P / M O P による検討に供するためにこれらの悪影響に対処するための勧告を提

案するようS B S T Aに要請すべきである。(中国)

361. セネガルを含む多くの締約国は、A I Jのパイロットフェーズにおいて実質的に無視された。C D Mが、とりわけ非付属書I締約国にとって公正なメカニズムであるためには手続きが必要である。アフリカに国内インフラまたはサブ地域のインフラの構築をもたらす事業を開発することが重要である。(セネガル)

362. 2000年から始まるC D Mに基づくA I J事業の適格性について。一般的に、これらは適格性を持たない。審査が実施され、これらホスト国と援助国の双方が承認条件に合意した場合にかぎり適格である。これらの条件には発生したC E R sに関する発展途上国への支払いを含むことができる。(南アフリカ)

363. 政策担当者が以下を実施する場合の参考として担当者に情報を提供するため、気候保護事業を実施するための国際協力の経験を得るべくA I Jパイロットフェーズが開始された：

(i) 気候保護事業の共同実施にクレジットを与えるかどうか決定する。

(ii) 共通の方法を策定する(例えば、事業の環境的追加性の決定)。

第一回締約国会議の決定によると、「共同実施活動のパイロットフェーズ中に削減または吸収された温室効果ガスについては締約国にクレジットは発生しないものとする」。しかし、A I Jパイロットフェーズに基づいて実施された事業が、以後共同実施またはC D M事業としての資格を有することができるかについては疑問がある(注意すべきことは、これはパイロットフェーズ中に達成された排出削減量に対して遡及的にクレジットを供与しないことを意味している)。この問題は京都議定書に基づくメカニズムの作業計画に示されている。(スイス)

364. スイスは、パイロットフェーズに基づくA I Jとして開始された事業が第6条または12条に基づく適格性を有する場合に生じる利益および、とりわけ、不利益について他の代表団と話したいと考えている(そのような事業がすべての関係締約国による承認を含め、関連条項のすべての要件を満たし、共同実施またはC D Mの承認が行われた時期からのみクレジットが認められるという条件で)。A

I J 事業が最終的には共同実施または C D M に基づくクレジットを供与されるという見込みがなければ、民間部門は今すぐパイロット事業を実施するインセンティブを持たないことになり、したがって、ホスト国は C D M および / または共同実施の開始前には非常に限られた経験しか得られないという問題が生じる。京都議定書メカニズムに基づいて A I J 事業は適格である旨明示的に認めることがすべての国にとって最も有益と思われる。なぜなら、A I J 事業を実際に排除するための効果的規則を策定することは困難であり、そのようなシステムはすべての適格要件を満たす A I J 事業を差別することになるからである。(スイス)

#### T. 賦課金 (Levies)

365. 適用に際しての賦課金は京都議定書メカニズムに基づいて適格性を有するすべての取引に対して課されるべきであると A O S I S は強く確信している。共通であるが差異ある責任という原則および条約第 4 条 4 の義務は付属書 I 締約国にだけ認められているこれらのメカニズムによって適用資金を創出するという責任を分かち合うための十分な根拠となる。A O S I S の考えでは、高額な賦課金はメカニズムに対する市場の関心を鈍らせるという懸念は、市場シグナルに応じて C O P / M O P および / または C D M 理事会 [executive board] が調整する幅のある料金 (charge) を設けることに合意することによって解決することができる。(A O S I S)

366. 第 12 条 8 の定めによると、C O P / M O P は、認証された事業活動からの収益の一部 [share of the proceeds] が運営経費 [administrative expenses] を賄い、特に脆弱発展途上国が適用する費用を援助するために確保するものとする。この達成のためには、「収益の一部 [share of the proceeds]」は特定年度において特定事業によって生じた C E R s の割合として計算するものとする。この割合は、C D M に対する投資を費用効果的な手段にする限定された割合に限るものとする。(オーストラリアほか)

367. 運営費を最小限にすることは、気候変動の悪影響に特に脆弱な発展途上締約国を援助するために「収益の一部 [share of proceeds]」の大部分を使用すること



を可能にする。(オーストラリアほか)

368. 脆弱な発展途上国が適用する際のコスト及び運営経費[administrative expenses]の使用可能量を増やすために、三つの柔軟性措置のすべてから、第12条パラグラフ8に定められた認証された事業活動による資金を集めれば有益かつ現実的である。後発発展途上国における適用事業はC D Mの能力だけでは賄えない多額の投資を必要とする。このことを念頭に置いて、適用のための費用および運営経費[administrative expenses]は1メカニズム当たり15%の賦課金を課すことで賄うべきである。締約国は、議定書第12条パラグラフ2に定められた目標に沿った規準[criteria]により事業を起案するよう指導されるべきである。(ブルキナファソ)

369. 京都議定書第12条8を考慮して、適用事業の資金源は以下を含めるべきである:

- (a) 適応事業の資金を賄うために、三つのメカニズム、すなわち、共同実施、C D M(第12条)、排出量取引(第17条)のそれぞれに課税する。これによって発展途上国、とりわけアフリカにおける持続可能な開発を促進する。
- (b) バンカー重油に課税する。
- (c) 付属書I締約国の不履行[non-compliance]に罰金を課す。(ガンビア)

370. 各事業活動からの収益の一部[share of proceeds]は、特に気候変動の悪影響に脆弱な発展途上国が適用費用を賄うことを援助するだけでなく、運営経費[administrative expenses]を賄うために用いるものとする。(ドイツほか)

371. 収益の一部[share of proceeds]は各事業活動から生じた認証排出削減量に基づいて算出されるものとする。(ドイツほか)

372. 収益の一部[share of proceeds]は、第12条8に基づいて、C D Mのすべての運営経費[administrative expenses]を賄うために使用されるものとする。(ドイツほか)

373. C D Mの運営経費[administrative expenses]は理事会[executive board]の運営を賄い、また、適用のための収益の一部[share of proceeds]の運営を賄う。  
(ドイツほか)

374. [...] <sup>(7)</sup> (ドイツほか)

375. 京都議定書のすべてのメカニズム、すなわち排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムは、発展途上国の適用に対するニーズを満たすために取引価値の特定の割合を提供するものとする。これらの資金は、もっぱら発展途上国における気候変動の悪影響から生じる適用コストを賄い、人間生活に対する差し迫った損害（飢饉や疾病など）、援助活動（不測の規模または性質の気候現象による犠牲者の救援活動）などに充てられるものとする。(ペルー)

---

<sup>(7)</sup>テキストはあとで提供される。

376. 公平な協議の場を作るために、最も重要なことは、C D Mだけではなく排出量取引および共同実施にも料金を課し、適用のための資金に当てることである。この料金はC E R、E R Uまたは取引可能単位として決定されるその他のものを発行または取引するために生じる運営料金の一部である。適用基金を設立すべきである。(シエラレオネ)

377. C D Mは、すべての発展途上国における適応事業の資金と実施[implementation]のための準備をし、特に悪影響に最も脆弱な発展途上国および後発発展途上国に対しては特別な措置をするものとする。(南アフリカ)

378. C D Mに基づく適応においては二つの主要な対応がある。排出削減事業を受入れ可能な国については（定められたベースラインに対比して測定される）、受入れ国は単なる事業資金の資金供与[financing]を受けただけではなくC D M事業

の収益から利益を受けるものとする。これらの利益は（できればC E R sの形で）適用事業の資金を賄うために使用する。最貧国および最も脆弱な諸国は、C D Mの一部として設立された適用基金の資金を利用できるものとする。（南アフリカ）

379. 運営に用いる収益の一部[share of proceeds]に関する決定について。C E R sの一定のパーセンテージが国内のC D M機関に配分されなければならない。すべての運営は国内レベルで行われるものとする。C D M理事会の経費は、事務局に対する締約国の通常の出資金で賄われるものとする。（南アフリカ）

380. トーゴの考えでは、適応資金は京都議定書に基づいて提案されているすべての柔軟性措置から調達すべきである。（トーゴ）

381. ウガンダの考えでは以下のように適応資金を調達すべきである：

- (a) 適応コストは京都議定書の三つの柔軟性措置すべてから調達する。
- (b) G H G排出量を緩和するために附属書I締約国が講じる対策から生じた資金の一部を適応に必要な費用に当てる。
- (c) 不履行[non-compliance]に対する罰金
- (d) 締約国、多国間機関その他の資金源からの自主的寄付金（ウガンダ）

#### U. 適用への援助

382. A O S I Sは、対応策および京都議定書メカニズムについての悪影響に対応するための戦略に関し、条約の規定と議定書の措置の間に関連はなく、また、関連があってはならないと強く確信している。（A O S I S）

383. 運営費用を最小限にすることで、気候変動の悪影響に特に脆弱な発展途上締約国を援助するために「収益の一部[share of proceeds]」を使用することが可能となる。（オーストラリアほか）

384. 脆弱な発展途上国が適応のための運営経費[administrative expenses]を賄

うために利用される金額を増やすためには、三つの柔軟性措置すべてに関連して、第12条パラグラフ 8 に定められた認証された事業活動による資金を集めれば有益かつ現実的である。後発発展途上国における適応事業には、C D Mの能力だけでは賄えない多額の投資を必要とする。このことを念頭に置き、適応費用および運営経費[administrative expenses]は1メカニズム当たり15%の賦課金を課すことで賄うべきである。締約国は議定書第12条パラグラフ 2 に定められた目標に沿う規準[criteria]で事業を起案すべきである。(ブルキナファソ)

385. 事業の検討・資金供与[financing]を促進するために、理事会[executive board]は発展途上国が利用できる簡単な事業説明書(project-presentation)の枠組みを作成すべきである。すべての締約国に同一の機会を与えるために、この枠組みは、地球環境ファシリティの枠組みとは異なり、国連のすべての公用言語で同時に公表するものとする。国毎に発展途上国、後発発展途上国、小島嶼国、脆弱国に分類する規準[criteria]を検討し、また、以下で提案された持続可能かつ人間的な開発指標の基準を検討しなければならない。さらに、発展途上国は脆弱性を評価するための選択規準[criteria]として役立つ公式モデルを選択し、2～3年間の過渡期を認めるべきである(サヘル(Sahel)の場合のように、まだすべての国が脆弱性評価のためのデジタル・モデルまたは数学的モデルを持っているわけではない)。(ブルキナファソ)

386. 持続可能で人間的な開発指標は以下の通りである：

- (a) 識字率
- (b) あらゆる教育レベルにおける進学率
- (c) 出生時における平均余命
- (d) 一人当たりG D P (ブルキナファソ)

387. 持続可能で人間的な開発の戦略または計画を策定する場合、各国が検討すべき優先分野は以下の通りである：

- (a) 貧困の緩和
- (b) 食糧安全保障

- (c) エネルギー安全保障
- (d) 雇用の創出
- (e) 統治能力(governance)
- (f) 健康、訓練、教育
- (g) 環境
- (h) 研究開発 (ブルキナファソ)

388. IPCCは、アフリカを気候変動に非常に脆弱な地域であると認めているため、ブルキナファソは利用可能な資金の40%を適格性を有するアフリカ諸国に配分することを提案する。(ブルキナファソ)

389. 適応コストの問題は重要であり、さらなる検討が必要である。この問題は条約第4条8および4条9の実施[implementation]と関連して解決されなければならない。条約第4条8および4条9の実施[implementation]を勘案して、適応コストを賄う一助とするために特別基金を設立すべきである。(中国)

390. アフリカ諸国の窮状ならびに条約第4条1(e)および4条4を考慮し、措置には特別な注意を払う必要がある。気候変動の影響に対するアフリカの脆弱性は議論の余地がない。アフリカは干ばつと砂漠化に非常に敏感であり、それらの悪影響は予想される気候変動が激しくなるにつれて顕著になっている。アフリカ諸国は気候変動の影響に非常に脆弱な乾燥地および準乾燥地を擁している。アフリカ大陸に対して緊急に詳細な脆弱性評価を実施し、それに基づいて、特定の実施可能な適応事業が導入されなければならない。(ガンビア)

391. 第12条8に基づいて、収益の一部[share of proceeds]は気候変動の悪影響に特に脆弱な発展途上締約国が適応コストを賄うのを援助するために使用されるものとする。(ドイツほか)

392. 第12条8に基づいて実施される適応策はそれに関する附属書に定められた手引に基づいて行われるものとする。(ドイツほか)

393. [...] <sup>(8)</sup> (ドイツほか)

394. 適応技術により、気候変動によって生じる実際の、または潜在的な圧力に脆弱なシステムが耐えられるようにしなければならない。食糧および栄養上の福祉は優先問題である。食糧・栄養の面で最貧国の国民は最も脆弱である。農業の持続可能性は適応計画を策定する上で重要である。CDMに基づいて脆弱指数を算出する際には、すべての発展途上締約国における脆弱な分野と状況を十分に勘案しなければならない。(インド)

395. CDMは適応の目的に資するだけでなく、緩和の目的にも役立つなければならない。CDMによって生じた資金は、小島嶼国およびその他の非附属書I締約国に公平に配分されなければならない。そのことは、それらの諸国が沿岸諸国であると気候変動に特に脆弱であるとを問わない(沿岸地帯の脆弱性だけでなく、農業生産(食糧安全保障の問題)および公衆衛生の面の脆弱性を含む)。以下のリスクにさらされているアフリカの脆弱性に注意を払う必要がある:

- (a) 海面上昇
- (b) 干ばつおよび砂漠化
- (c) 森林破壊

---

<sup>(8)</sup>テキストはあとで提供される。

- (d) 洪水 (セネガル)

396. CDMに基づいて特別適応基金を創設し、その大部分の資金はアフリカのために引き当てられるべきである。基金がCDMに基づいて設立された場合、その資金はGEFのように「追加的」であるべきはない。その理由は、投資事業の受入国(発展途上国)がコストを負担しなければならない場合、多くの国は自国の財政が困難なためにCDMの利用を妨げられる危険があるからである。必要なのは、多国間ベースで機能するだけでなく二国間ベースで機能するメカニズムである。そうすれば、開発ニーズの余地が拡大され、事業リスクが拡散されて有益である。一方、多国間スキームは経済的な効率にブレーキとなる可能性がある。

(セネガル)

397. 気候変動の悪影響に対する適応問題はアフリカ諸国にとって特に重要である。重要なことは、排出削減と持続可能性に関する対策の実現可能性がなくても、C D Mの運営によって適応事業が促進されることである。(南アフリカ)

398. 適応事業は気候変動の悪影響に適応できる国の能力の改善に役立つものでなければならず、そのような事業の資金はC D M事業の収益の一部[share of the proceeds]によって賄われなければならない。(南アフリカ)

399. 適応事業においては以下の部門における諸国の脆弱性を勘案しなければならない:

- (a) 食糧安全保障
- (b) エネルギー安全保障
- (c) 災害への対応
- (d) 水の安全保障
- (e) 洪水防止
- (f) 生物多様性
- (g) 病気の蔓延
- (h) 気候変動に伴う変化により強引に対応できるよう、強度に余裕をもたせるためのインフラの開発・強化 (南アフリカ)

400. 適応事業においては以下の部門における長期的持続可能性の確保に力を入れる必要がある。それらは、食糧安全保障、エネルギー安全保障、災害への対応、水の安全保障、洪水防止、そして、特に気候変動に伴う変化により強引に対応できるよう、強度に余裕をもたせるためのインフラの開発・強化などである。(南アフリカ)

401. 適応基金はC D M理事会の支援の下に設立されるものとする。この基金の目的は、気候変動の悪影響に最も脆弱な国だけでなく、発展途上国における適応事

業にも資金を供与することにある。自国の脆弱性評価と現在の経済状況に基づき、対策となる国を決定することが考えられる。その後、基金の資金は理事会が定めた手続きに基づき、上記の最貧国および最も脆弱な諸国に配分されるものとする。脆弱性の評価はそのような諸国が気候変動の悪影響に適応できるようにするための事業を特定する場合、主要な情報源の役割を果たす。すべてのC E R sに占める一定の割合が適応資金に配分されることが望ましい。その後、これらのC E R sは適用事業の資金を集めるために売却することができる。少なくとも、C E R sの一部は国内の適応事業のためにホスト政府に配分される。そして、配分資金と集められた資金は国別報告書に明記するものと考えられる。(南アフリカ)

402. 特に脆弱な発展途上締約国が適応コストを賄うことに対する援助の規準[criteria]・手続きについて。これらの事業の資金は適応基金から賄われるものとする。最も脆弱な諸国における適応計画の根拠として国別報告書が使用されるべきである。最も脆弱な国の規準[criteria]は条約の定めに基づくものとする。これらの諸国への配分は公平でなければならず、合意された原則に基づいて、優先順位が決められるものとする。まだ国別報告書を提出していない国がある場合、G E F実施機関が提出を促すものとする。(南アフリカ)

403. アフリカは、I P C Cが作成した調査書に示されているように最も脆弱な大陸である。国別文書でこれらの調査を裏付けるものと考えられる。気候変動のプロセスにアフリカ諸国が参加するには多くの困難な問題が伴うが、これはアフリカ諸国の脆弱性の反映であり、アフリカがこのプロセスに全面的に参加できるようにするための解決策を見いだす必要がある。したがって、このためには気候変動の影響に対する適応策・戦略を策定しなければならない。(トーゴ)

404. 現時点でアフリカは最も脆弱な大陸で、特別な注意を払う必要があり、資金の配分において多く配分する必要がある。気候変動の影響に適応するためには努力が必要であり、そのことが、アフリカがこのプロセスに全面的に参加するための前提条件となる。(トーゴ)



405. 以下から適応資金を調達すべきである：

- (a) 京都議定書の三つの柔軟性措置すべてから調達する。
- (b) G H G 排出量を緩和するために、附属書 I 締約国が講じる対策から生じた利益の一部を適用コストに当てる。
- (c) 不履行[non-compliance]に対する罰金
- (d) 締約国、多国間機関その他の資金源からの自主的寄付金 (ウガンダ)

## V. 補足性

406. A O S I S の考えでは、附属書 I 締約国によるメカニズムの利用は自国の国内的な行動を補足するものでなければならない。補足性[supplementarity]に関する定量的・定性的な規則および指針は第 2 条および 3 条 2 の精緻化の範囲内で策定されなければならない。附属書 I 締約国が主として自国の領土外で行われる方法によって第 3 条に基づく義務を履行することが認められる場合には、政策・措置および証明可能な進捗状況に関するこれらの拘束的約束が大きく損なわれることになる。

407. 補足性[supplementarity]に関する規則は上記条項の趣旨に基づいて策定されるべきであり、また、そのような規則は議定書に基づく報告、厳格な審査、不履行手続き[non-compliance procedures]などの規定に基づいて策定されるべきである。国内的な行動が排出抑制および削減に関する数量化された約束を達成するための主要な手段であることを締約国が証明しなかった場合、メカニズムを利用する締約国の権利を停止する権限をその同規則に付与すべきである。(A O S I S)

408. しかし、A O S I S が懸念しているのは、附属書 I 締約国が自国の約束を達成するために京都議定書メカニズムに過度に依存し、そのために、国内対策による約束の履行、補足性[supplementarity]の証明、次回の交渉におけるより意欲的約束の引受けなどの面でこれら締約国が消極的になるのではないかということである。(A O S I S)

409. 補足性[supplementarity]の原則について、A O S I Sの考えでは、議定書に基づく特別な取扱いを求めている地域経済統合組織の法的・政治的性格を個別に評価する必要があり、特に中央当局とその加盟国の間の気候関連の権限の分割について評価する必要がある。(A O S I S)

410. A O S I Sは補足性[supplementarity]の概念を強く支持し、そのような概念を定量的または定性的にどのように決定すべきかに関する提案を歓迎する。(A O S I S)

411. C D Mの事業活動は先進国が排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]の一部を達成するための先進国の国内的な行動を補足するものでなければならない。(中国)

412. この原則について、京都議定書は三つのメカニズムについて明確な措置を条項に置いている。特に排出量取引については、第17条では、第3条に基づき「当該取引は、排出抑制および削減に関する数量化された約束を履行するための国内的な行動を補足するものとする」と規定されている。したがって、三つのメカニズムから取得された[acquire from]海外における相殺総量の具体的な定量的・定性的上限を定めなければならない(COP 決定7/CP/4(FCCC/CP/1998/16/Add.1)の附属書「作業計画」に定められた第12条に基づく要素9、一般規定に基づく要素19、第6条に基づく要素6、第17条に基づく要素8参照)。(中国)

413. [...] <sup>(9)</sup> (ドイツほか)

---

<sup>(9)</sup> テキストはあとで提供される。

414. いかなる場合にも、附属書I締約国は他の国において提供された施設を利用するだけで京都議定書に基づく義務を履行したと認められるべきではない。附属書I締約国による柔軟性措置の利用は国内的な行動の補足である。(モーリシャス)

415. 附属書B締約国によるメカニズムの利用は自国の国内的な行動の補足である

ものとする。(シオレラレオネ)

416. 国内的な行動に対する補足性[supplementarity]について(公平な規準[criteria]に基づき定量的・定性的用語で定義された具体的上限)。メカニズムは国内的な行動の補足であるものとする。しかし、この補足性[supplementarity]の程度はメカニズムに付けられた条件次第である。発展途上国が長期的利用のためにクレジットおよび活動をバンキングできる場合、メカニズムの利用の程度を拡大することができる。そのようなバンキングができない場合、大部分の利益が先進国に行くため、メカニズムの利用を制約しなければならない。第3条の約束が国内的な行動によって履行される程度に関する問題は柔軟に検討されるべきである。そうすれば、約束の履行のために、国内的な行動も含め、あらゆる利用可能なメカニズムを最も効率的に利用できる。衡平性[equity]の問題はここで同じように検討されなければならない。しかし、様々なメカニズムの配分については柔軟に考えなければならない。特に、時間の経過とともに、また、技術の変化に応じて、開発速度およびコスト構成によって新たなチャンスが生まれる。したがって、これらの配分を改訂する手段を定めなければならない。これはクレジットの価値が同じ場合にのみ可能である。CDMの場合、価値の一部が適応のために用いられることを価値の中に折り込むべきである。そうすれば、これらのクレジットの価値が他の二つのメカニズムの価値を下回ることはない。(南アフリカ)

417. 「国内的な行動に対する補足性」を精緻化するための権限の欠如、すなわち、そのようなことを行うことの不適切性について。特に経済移行国においては、長期的に高コストとなることと引換えに、短期的なチャンスを利用をしがちであるが、それを回避する国内的な行動を含めることが望ましい。(南アフリカ)

418. 国内レベルにおいて、国際レベルと関連性のある中央登録簿を保持する必要がある。CERs・ERUsの発生、取引、バンキングのを行う基礎として、商品を取引・追跡するための既存の制度的メカニズムを調査すべきである。この機能は中央銀行またはその類似組織が行うことができる。すべてのメカニズムに対して同じ制度を使用すべきである。発展途上国については、通常これはCDMにの

み適用されるものと思われるが、先進国は第6条および17条に基づいて発生する E R U s も含める必要がある。(南アフリカ)

419. 第12条パラグラフ3(b)の「一部」を精緻化するかどうか検討する場合の、C D Mの利益の意味について。(南アフリカ)

420. 地域経済統合組織における個々の国に対する「国内的な行動の補足性」の数量化の適用について。現在、これはE Uにだけに適用されており、目標はE Uレベルで設定され、そのあと、E U内でそのような目標が配分される。目標はマクロレベルで設定し、C O P / M O Pが明白な不衡平を是正するために個々の国の配分の見直しを行うべきである。(南アフリカ)

421. 第3条に基づく削減の約束を遵守するための国内的な行動に対する補足性 [supplementarity] について ( 公平な規準 [criteria] に基づき定量的・定性的に定義された具体的上限 ) 。これはできるだけ単純であることが望ましい。強調すべきことは、たとえ発展途上国における削減コストが短期的に安くても、長期的には発展途上国におけるコストが先進国におけるコストより高い水準に上昇するということである。したがって、肝要なことは、発展途上国が独自で費用効果的に削減を実施する能力を損なわないようにするために、コストの高いオプションは先進国で実施するということである。同時に、C D Mによって、発展途上国が自国の目標に向けた将来の利用のために C E R s の配分を取得することにより、自国の排出削減量が承認されるようになれば、補足性 [supplementarity] は問題でなくなる。発展途上国がクレジットをバンキングできない場合、国内的な行動のコストは高くなる。発展途上国がクレジットをバンキングできれば、国内的な行動のコストは安くなる。(南アフリカ)

422. 遵守関連の問題について。ここでの主要な問題は、C D Mを利用して目標を遵守する場合のパーセンテージの問題である。C E R s の有効性と期間など他の遵守問題は監査 [auditing] 及び検証 [validation] の対象となる。(南アフリカ)

423. ウガンダは後発発展途上国であり、気候変動の悪影響に対して最も脆弱な国の一つである。したがって、条約および議定書に基づく温室効果ガスの削減は、主として附属書 I 締約国の領土内において実施されなければならないとウガンダは強く確信している。この点について、GHGの削減または回避をもたらす海外活動は補足的でなければならない。国内の削減量および海外の削減量または回避量のレベルは数量化する必要がある。また、海外の削減、回避、吸収[reduction, avoidance and sequestration]から生じるクレジットの質にしかるべき注意を払う必要がある。数量化に関する討議は柔軟性措置の設計に関する討議と平行して進めるべきである。(ウガンダ)

424. ウガンダは後発発展途上締約国であり、気候変動の悪影響に脆弱で、気候変動の悪影響に適応できる能力がほとんどない。条約第 4 条 4 の定めによると、先進国および附属書 I 締約国におけるその他の先進国は、気候変動の悪影響に特に脆弱な発展途上締約国が適応コストを賄うために援助しなければならない。また、京都議定書の定めでは、CDMの収益の一部[share of proceeds]は適応コストを賄うために使用されなければならない。(ウガンダ)

#### W. 遵守に関する問題

425. 補足性[supplementarity]に関する規則は第 2 条および 3 条の趣旨に基づいて策定されるべきであり、また、そのような規則は議定書に基づく報告、厳格な審査、不履行手続き[non-compliance procedures]などの規定に基づいて策定されるべきである。国内的な行動が排出抑制および削減に関する数量化された約束を達成するための主要な手段であることを締約国が行動で示さなかった場合、メカニズムを利用する締約国の権利を停止する権限をそのような規則に付与すべきである。(AOSIS)

426. AOSISは、第18条に基づいて、「不履行[non-compliance]の原因、種類、程度、頻度を勘案し、それによって生じた結果に関する文書を作成することを含め、本議定書の条項の不履行[non-compliance]のケースを決定し、そのようなケースに対処するために必要かつ効果的な手続きおよびメカニズムを定める」こと

を強く支持する。これらの結果の中に、不履行[non-compliance]締約国がメカニズムに参加することによる利益を停止する権限を含めるべきである。(AOSIS)

427. AOSISの考えでは、排出削減量の費用効果的手段の提供、資金・技術の移転の促進、温室効果ガス排出削減事業における民間部門・発展途上国の参加など遵守を促進する観点から、メカニズムが中核的役割を担うことと考えられる。(AOSIS)

428. 締約国がメカニズムに参加する利益を取得するための前提条件として、締約国が議定書の義務を遵守していることを証明することとすれば、それは強力なインセンティブとなる。(AOSIS)

429. 締約国は、約束期間終了後の短期間に、例えば、割当量単位[units of assigned amount]を取得して、超過排出量を是正することが想定される。問題は、そのような短い期間の後に、排出量が以前の約束期間の割当量[assigned amount]を超過した締約国がその後の約束期間においても第17条に基づく排出量取引に参加する資格を維持できるかということである。(オーストラリアほか)

430. これらの約束期間終了時の問題については、全般的な不履行制度[non-compliance regime]に関する討議を勧告して、さらに検討が必要である。(オーストラリアほか)

431. 遵守について。京都議定書の遵守期間中に達成されるべきトン数を明示し、明確に定義された設定目標に対する遵守程度を測定するための基準システムを使用する。遵守の測定値は、この期間の排出量から当該締約国が保有しているクレジット総数を差し引いた値である。したがって、目標を有する締約国は、その領土において保有しているクレジットを追跡するシステム、例えば、CERs・ERUsの取引を追跡するなんらかの形の中央銀行を設ける必要があることは明白である。非遵守に対するペナルティは第18条ではなく12条と17条に基づいて交渉され

るものとする。(南アフリカ)

432. 第5条および7条の遵守に関する評価プロセスは第18条に基づいて定められる手続きおよびメカニズムに基づいて実施される。(南アフリカ)

433. 遵守関連の問題について。これらはすべてのメカニズムについて同じであり、以下の問題が含まれる。すなわち、排出削減量の数量化、クレジットの有効期間、所有権・取引・バンキング、目標達成のためのクレジットの利用などである。(南アフリカ)

434. 不履行[non-compliance]の結果は第18条に基づいて定められる手続きおよびメカニズムに基づいて対処する。(南アフリカ)

435. 京都議定書における三つのメカニズムのそれぞれに対して独立した検証/認証[validation/certification]を行う必要がある。事業の適格規準[criteria]を満たし、合意された基準に適合したベースラインを持つことを確認するために、事業は第6条に基づき検証されなければならない。事業によって発生した排出削減量は、そのような削減の発生後に認証されなければならない。一般的に第12条の事業についても基本的には同じ検証/認証[validation/certification]が必要である。第17条に基づき排出インベントリー作成のための国内システムは、C O P / M O P によって決定される指針に合致しているか検証<sup>(10)</sup>されなければならない。法人が排出量取引に参加することが認められた場合、法人による取引活動の正確な追跡・説明責任[accountability]の国内システムも、そのような取引が第17条の規則に基づいて定められる要件に合致しているか確認するために検証されなければならない。さらに、部分割当量(P A A)単位の超過量は認証され、証明書が毎年発行される(検証後の取引システム[post-verification trading system]は以下に記述)。(スイス)

---

<sup>(10)</sup> 国内の排出インベントリー・システム/データが独立した機関によって検証されることは排出量取引制度の信頼性を確保する上で不可欠である。そうでなければ、インベントリー・データが偽造される余地が非常に大きくなる。なぜな

ら、不確定要素が50～100%以上あるのが普通だからである。



436. 既存のノウハウや制度を踏まえて、一般的に、C O P / M O P が指定した既存の国内または地域の認定当局によって、国内の独立した「運営組織 [operational entities]」（C D M については京都議定書の用語を借用）が必要な検証 / 認証 [validations/certifications] 業務に関して、認定されることが考えられる。C D M の場合、第12条5によると、運営組織 [operational entities] は C O P / M O P によって指定されるが、この「指定」は事務的なボトルネックを回避するために国内 / 地域の認定当局によって行うことも可能であろう。我々は近く開催される S B S T A / S B I の会合でこの方法と他の方法について討議することを歓迎する。他のメカニズムについては、運営組織 [operational entities] は明示的に定められてはいないが、上記提案のように、検証 / 認証 [validation/certification] が必要な場合、そのような運営組織 [operational entities] が必要である。(スイス)

437. 運営組織 [operational entities] は、検証 [validation] または認証 [certification] に関する一連の議定書（または基準）に基づいて検証 / 認証 [validation/certification] 業務に関して指定された国内 / 地域当局による認定を受けなければならない。これらの検証・認証議定書 [validation and certification protocols] は C O P / M O P によって採択されなければならない。排出量取引および共同実施の場合、運営組織 [operating entity] の認証報告書 [certification reports] に基づく証明書の発行業務は事務局に与えられるか、または、C D M に基づき理事会 [executive board] によって履行されるべきである。(スイス)

438. そのようなシステムが設けられた場合、同システムは京都議定書メカニズムに参加する締約国にのみ適用され、議定書に基づく測定、報告、審査、遵守のための全システムに結合される（附属書 I 締約国にのみ適用される第8条に基づく専門家による検討の過程 [expert review process] を含む）。第8条1の審査プロセスおよび第8条2の専門家による検討 (expert review) は、共同実施、C D M、排出量取引に参加する附属書 I 締約国において活動を行う運営組織 [operational entities] の業績をスポット的にチェックするために利用することが考えられる。

しかし、第 8 条の審査は京都議定書メカニズムの検証 / 認証 [validation/certification] プロセスに取って代わることはできない。(スイス)

#### X. 定期的見直し

439. COP / MOP はこれらの方法・手続きを採択してから 5 年後に見直しを行い、そのあとは定期的に見直すものとする。(ドイツほか)

440. これらの方法・手続きの改訂はすでに認証された排出削減量に影響を及ぼさないものとする。(ドイツほか)

#### Y. 追加作業

441. 科学上及び技術上の助言に関する補助機関 [Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice] および実施に関する補助機関 [Subsidiary Body for Implementation] は、本文書で取り上げられた問題を優先的に取り上げるべきである。より精緻にするために取り上げる必要がある問題は以下のカテゴリーである:

- (a) 参加規準 [criteria]
- (b) 運営組織 [operational entities] および独立した監査 [auditing] を実施する組織の認定規準 [criteria]
- (c) 事業の適格規準 [criteria]
- (d) ベンチマークおよび事業別ベースラインの設定を含む排出削減量または除去量を計算するための方法
- (e) 登録 [registration]、認証 [certification]、監査 / 検証 [auditing/verification]、報告に関する指針・手続き
- (f) シリアル番号をつけ、発行された CERs の記録・追跡に関するシステム
- (g) 制度的役割
- (h) 遵守
- (i) 気候変動の悪影響に特に脆弱な発展途上締約国が適応コストを賄うために援助する「収益の一部 [share of proceeds]」に関する規準 [criteria] / 指針

(j) CDMとその他のメカニズム間との関係 (オーストラリアほか)

442. この提案は欧州共同体およびその加盟国ならびにブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、ハンガリー、ラトビア、ポーランド、ルーマニア、スロベニアなどが取り上げる必要があると考えている問題をすべてカバーしているわけではない。以下の問題を検討すべきである。(ドイツほか)

443. 第12条3(b)の「一部」の定義について。第12条3(b)に基づいて、特定約束期間においてCERによって達成する第3条に基づく締約国の排出抑制および削減に関する数量化された約束の「一部」は、COP/MOPによって決定されなければならない。

(a) この「一部」はどのように定義されるべきか？

(b) 適切なレベルは何か？ (ドイツほか)

444. ベースラインについて。ベースラインの正確な定義によってCDM事業の環境的追加性を確保しなければならない。

(a) ベースラインの決定のためにはどんな規準[criteria]が必要か？

(b) ベースラインの妥当性を確保する責任者は誰か？

(c) ベースラインはどの程度の期間毎に見直すべきか？ (ドイツほか)

445. 追加性について

(a) 環境的追加性はどのように確保することができるか？

(b) 財政的追加性はどのように確保することができるか？ (ドイツほか)

446. 収益の一部[share of proceeds]について

(a) どんな基準に基づいて収益の一部[share of proceeds]を計算するか？

(b) どれだけの部分を運営経費[administrative expenses]と適応に配分すべきか？

(c) 適応手段の配分についてどんな規準[criteria]を利用できるか？ これらの規準[criteria]をどのように決めるべきか？ (ドイツほか)

447. 組織整備について。C D Mの運営にとって理事会[executive board]および運営組織[operational entities]の特定、役割、資金、任命、説明責任[accountability]などは重要である。

(a) 運営組織[operational entities]はどんな役割を果たすか？

(b) 検証／認証[validation and certification]は同じ運営組織[operational entities]によって実施することができるか？

(c) 理事会[executive board]はどんな役割を果たすか？ (ドイツほか)

448. 持続可能な開発について。

(a) C D Mは持続可能な開発を達成するためにどんな援助できるか？

(b) 能力の向上はC D Mによってどのように促進できるか？

449. 事業部門の適格性について

どの事業部門がC D M事業に適格か？ (ドイツほか)

## Z. 能力の開発

450. 京都議定書のいずれかのメカニズムに参加するためには、「移転を行う国」および「取得する国」の双方は、特に発展途上国および後発発展途上国は、かなりの能力を必要とする。A I Jパイロットフェーズおよび類似の「メカニズム」の国内利用による経験の示すところでは、排出削減を実施しまたは移転することを希望する国では、排出量の事業のモニタリング、報告、検証のための高度な方法が必要である。(A O S I S)

451. A O S I Sの考えでは、メカニズム参加の前提条件として、この能力の存在を証明することが必要であり、そのような能力開発のコストを賄うために適格締約国に資金を提供すべきである。(A O S I S)

452. さらに、A O S I Sの考えでは、発展途上国がC D Mに参加できるようにするために、これらの国に必要な能力開発を援助する特定メカニズムを設ける必要

がある。そのメカニズムは、京都メカニズムの実施[implementation]のかなり前に設ける必要がある。(AOSIS)

453. CDMは能力の開発を確保し、また、すべての関係締約国に対し情報のアクセスを確保しなければならない。(オーストラリアほか)

454. 能力の向上はCDMの成功にとってきわめて重要な要素である。様々な問題に関する情報は関係参加者に提供されなければならない。これを達成する一つの方法は、一般情報と技術援助に対するアクセスを提供する電子取引所(electronic clearing-house)(ウェブサイト)を利用する方法である。電子取引所によって情報交換サービス、他のサイトへの接続(例えば、気候技術計画または国内規準[criteria]に関する国内ウェブサイトなど技術関連のサイト)、参加者・事業の適格規準[criteria]、CDMの規則・手続き、世界全体における事業チャンスなどの情報を提供することができる。運営組織[operational entities]リスト、COP/MOPに提出され、承認された報告書などの情報もこの電子取引所に保存することができる。提供が可能な他の種類の情報サービスとしては、ベースラインや事業のモニタリング、契約、参加締約国内の連絡先などに関する技術援助がある。(オーストラリアほか)

455. 発展途上国は自国におけるCDM事業の開発を促進できるような環境を醸成することによって、CDM事業活動の拡大に影響を及ぼすことができる。また、締約国は、事業活動を行うための能力を向上するために協力すべきである。この種の能力の開発によって、市場を規制する規則を導入することなくCDMへの参加を拡大することができる。(オーストラリアほか)

456. CDMの構成・機能はCDM事業の地域的配分、衡平性[equity]、効率性、持続可能な開発などを確保するに足りるプロアクティブな多国間体制、取引所、基金などの形態を取るべきである。CDMの構成(基金/取引所)の中に民間・公共の投資基金を含めることができるものとする。CDMの構成は必ずしもGEFタイプに従う必要はなく、または世界銀行の範疇に入れる必要もない。取引所は

調整業務を行う機関とすべきである。取引所の業務については、国内レベル、サブ地域レベル、地域レベルの既存施設 / 組織を利用することを検討すべきである。

C D Mの構成は以下を促進するのに役立つものでなければならない:

- (a) 事業および利害関係者やその他締約国を含むその他の事項の選択・審査
- (b) 資金の供与・利用
- (c) 広報
- (d) C D Mの方針の討議・策定のためのフォーラムの準備および関係組織とのネットワーキング
- (e) C D M計画の策定
- (f) 情報 / 連絡機関 (**ガンビア**)

457. 発展途上国、特にアフリカでは、能力の開発は条約の有意義な実施 [implementation] および京都議定書の活動、とりわけ C D Mへの効果的な参加の前提条件である。さらに、以下に関し、アフリカ諸国の能力のニーズを評価し、当該ニーズを満たすことに相当の注意を払う必要がある。特に、C D Mの組織づくり、C D M事業の選定・実施 [implementation]、排出削減量および炭素流量の計算、財政的追加性 (増分コスト) の決定、環境的追加性 (実質的な温室効果ガス削減量)、認証方法の利用、持続可能な開発に関する指標の作成・利用などである。 (**ガンビア**)

458. 特に、すべての関連分野において、専門家の必要な開発を確保するために、発展途上国、とりわけ、アフリカにおいては、能力の向上および知識基盤の拡大のための措置を行う必要がある。以下の分野における十分な訓練だけでなく、広報、ワークショップ、ネットワーキング、交流計画、国内訓練、技術援助などを通じて能力開発計画を実施 [implementation] しなければならない:

- (a) 制度的連係の育成、必要な C D M管理組織の確立、C D M事業を実施 [implementation] する活動サイクルの管理
- (b) 国内の優先順位・目標に基づき、持続可能な開発 (適切な技術を含む) に貢献する、ホスト国における適切な C D M事業の開発 / 選定 / 審査ならびに様々な分野への資金供与に関する事業案の作成

- (c) 排出削減単位の認証[certification]およびC D M事業のモニタリング、検証[verification]、報告に関する他の要素
- (d) 三つのメカニズムを評価するための前提条件の特定
- (e) C D M事業の適切な開始・実施のためのチームワークづくり
- (f) 相対的なリスク、適格性などの重要な問題を評価するための適切な事業選定規準[criteria]の決定（財政的・環境的追加性を含む）
- (g) 費用効果分析、事業部門に関する財政的追加性および事業レベルのベースラインの決定、経済性
- (h) 投資家との交渉、とりわけ、事業の検証[verification]・事業のモニタリングに関する議定書の作成・交渉の方法（**ガンビア**）

459. クリーン技術および緩和・適応の範囲に関する情報は広範囲に普及されなければならない。その点における具体的な課題を明らかにするために、クリーン技術の移転を改善する締約国の能力を強化する活動を優先しなければならない。そのため、最適かつ効率的実施により適合した技術移転メカニズムを設けるべきである。（**セネガル**）

460. この時点の交渉では、能力の開発を最優先しなければならない。能力の開発の不可欠の一部として、我々はC D Mのために地域（サブ地域）に情報、指導・センターを設立する必要があると考える。これらのセンターは現行の活動や投資チャンスに関する情報を投資家やホスト組織に対して提供する。これらのセンターでは地域の専門知識と能力に関するデータベースを作ることも考えられる。このほかに、これらのセンターは事業承認プロセスを定め、運営、資金供与[financing]、戦略策定、能力開発などに関し理解を深めるべくアドバイスを提供することも考えられる。このことに鑑み、そのようなセンターは各国が第10条(b)に基づく共通であるが差異ある責任を履行するのを援助することとなる。（**シレラレオネ**）

461. 能力の開発は持続可能な開発戦略を成功させるための不可欠の一部である。したがって、C D Mにおいては、とりわけ、事業の設計、実施[implementation]、

評価の分野において発展途上国を援助しなければならない。発展途上国の技術を吸収・開発する能力を強化することに特別の注意を払うべきである。(南アフリカ)

462. とりわけ、CDMは適応事業だけではなく国内の能力開発の準備をしなければならない。能力の開発については、すべての国がメカニズムに公平にアクセスできるように、CDMの決定、構成、実施を行う能力の開発に力を入れるべきである。(南アフリカ)

463. 我々の考えでは、人的・制度的能力の強化は非附属書I締約国が条約・議定書の目的を達成するためのプロセスを促進することができるようにするための優先課題である。(トーゴ)

464. COPの最後の会議では、発展途上国および、とりわけ、アフリカにおける能力の開発の問題が様々な議題に基づく討議の主要な要素を占めていた。後発発展途上国であるウガンダの能力問題は深刻な状況にある。また、ウガンダの考えでは、能力の開発は継続的に行う必要があるので、一つの機関だけでこの問題を解決することはできない。この観点に立って、ウガンダは以下の方法を提案する：

- (a) 国内の実施努力の強固な基盤を確保するために国内の拠点または気候変動事務局を強化。国内の拠点または気候変動事務局は国際組織によるすべての条約・CDM活動を登録する場所である。また、国内の拠点または気候変動事務局は条約・京都議定書に関し実施[implementation]するすべての国内機関に対する情報ベースセンターとしての役割も果たす。
- (b) 地域、サブ地域、国内の能力開発を担当する地域、サブ地域、国内における訓練実施組織の強化
  - (i) 事業の策定
  - (ii) 事業のモニタリング
  - (iii) 事業の監査・検証[auditing and verifications]
  - (iv) CDM / 共同実施事業によって生じたクレジットの認証
  - (v) ベースラインの確定



(c) 適切に計画・準備されたワークショップの開催

(d) 必要な場合、先進締約国への研修者の派遣

ウガンダの考えでは、能力の開発は柔軟性措置を実施[implementation]するための前提条件である。したがって、重要なことは発展途上国および、特にアフリカの締約国が条約プロセスにおいて自己の役割を果たすために必要な能力開発を行うことに対し援助するなんらかのメカニズムを作ることである。(ウガンダ)

465. 発展途上国がCDM事業を選択する際に実質的な援助を行うためには、附属書I締約国の技術案を預託する銀行を創設する必要がある。また、CDM事業の実現化、排出削減量の認証手続き、排出削減量の販売、CER単価の見積に関するあり方について検討を行うために、発展途上国のために一連の地域訓練ワークショップを開催することが必要である。これらの点について記述する文書においては、このメカニズムによる技術開発・移転の条件やあり方、潜在的、実態的な生態的利益の強化について包括的に定める必要がある。(ウズベキスタン)